

ことになったわけでございます。その前から、そしてその発表後の訪朝までの間も含めまして、西村議員が御質問のように、さまざまな憶測、情報などが流れたことは事実でございます。

私も私どももなりに分析しておりますけれども、政府からこれはもしかするとだれかがしゃべったのではないかとというようなものもなきにしもあらずではございませんけれども、北朝鮮との関係においては非常にさまざまな関係者がいまして、いろいろな形で、こういうことがありそうですよ、こうなるかもしれないというような、私どもから見ると全く未確認の情報も乱れ飛ぶというようなことが現にございました。

そういった点は私も政府としては大いに反省をすると同時に、今、社会の複雑な様相もございますし、北朝鮮との関係は歴史も長く複雑でございますので、その点をしっかりと考えながら外交交渉に当たらなければならないということは、私どもも感じておるところでございます。

〔委員長退席、今津委員長代理着席〕

○西村(康)委員 ぜび、外交交渉でありますので、適切な情報管理を的確に行っていたらいいと思います。

安否不明の十名の被害者の方々の真相究明なんですけれども、前回の総理訪朝以降、百五十項目にもわたる質問項目を向こうに投げかけているということでもあります。いろいろなところに住んでおりながら同じ病院から診断書が出ていたり、死んだとされる方々も非常に不審な原因であるというような事柄について質問をしている。これについて回答があったのかどうか、その間、事務的にはちゃんと交渉を続けてきたのかどうか、この点について伺いたいと思います。

○細田国務大臣 一年八カ月の間ずっと、この問題、安否未確認の十人の方については交渉で問題提起をしておりますし、先ほど言われました百五十項目の質問もしておりますが、向こうの答えはずっと一貫しておりますが、それはもう一度回答した、解決済みの問題だ、これ以上のものはない、

これでずっと来ておったわけですね。

しかしながら、今回、小泉総理から金正日国防委員長に非常に強く何通も働きかけ、これでは日本国民は納得しないんだということを言いましたところ、金正日国防委員長は、そこまで言うのであれば、これは全体を白紙に戻して、改めて直ちに本格的かつ徹底した調査を行うということを明言したわけでございます。

これは、今までの長い間、決着済みで通報済みの問題だと言っておりましたことを事実上撤回したということで、大きな前進があったと考えております。そして、この真相解明は一刻も早く行う必要がある。そして、当然ながらこれは、向こうに生存しているとかどこにいるとか、そういう情報でございますので、向こう側が積極的に協力しなきゃならない。したがって、金正日委員長の発言を受けて、これから急速に調査等が展開していくものと考えております。

○西村(康)委員 ぜび、生きておられるという確信を持って、前提に立つて調査を進めていただければと思います。

もちろん、向こうに立証責任があるというのか、向こうに責任がある問題です。向こうが協力しないと真相がわからないわけですが、いわば犯人側にすべてを任せてしまうと、これまた、我々が納得いくような、国民が納得できるような調査結果が得られるかどうかかわからないわけでありまして。ぜび国民みんなが納得できる調査になるように進めていただきたいと思っておりますけれども、この点、どんなふうに進めたいかお伺いいたします。

○細田国務大臣 当然ながら当方からも、いかなる人がいつ何方不明になり、このような年齢あるいはその他の特徴を持った人であり、この人については過去においても強く要求しているけれども、この答えがこのように不十分であり、この点、金正日氏との会談を踏まえて改めてどうであるか、そういう具体性のある要求をしてまいりたいと思っております。

○西村(康)委員 ぜび納得できる形で調査をお願いしたいと思います。

それから、今回の訪朝の首脳会談で、食糧、医療の人道支援を行うということを約束されたようであります。確かに、人道支援ですから、これは拉致問題とは別次元の話というのにもよく理解はできるんですけども、国民感情として、なかなか納得できない部分もあるんじゃないかと思えます。

この十人の方々の調査進展、向こうの誠意が見られなければ、場合によっては食糧支援も見合わすということも含めて考えた方がいいんじゃないかと思うんです。これは国民感情としてそういう意識があると思うんですけども、この点どんなふうにお考えか、御意見をお伺いしたいと思います。

○細田国務大臣 基本的には、国際機関を通じて行う人道支援であり、国際的なプログラム等も勘案しながらタイミングをはかってやる支援でございますけれども、やはり私どもとしては、さまざまな懸案が速やかに進展すること、非常に大事でございますから、そのことも十分見ながら、他方で人道支援を進める、こういうことを考えていきたいと思っております。

○西村(康)委員 ぜび国民が納得するような形で進めていただきたい。人道支援ですから国際機関のプログラムに従うというのはよくわかりますけれども、ぜび御配慮をいただければと思います。実際に食糧支援を行う場合ですけれども、いろいろな報道を見ますと、北朝鮮の場合、食糧を渡したはいけれども、渡しているときはみんな喜んでいけれども、しばらくして関係者が出ていくと、みんなそれを政府が取り上げてしまう、そんな報道もよく聞かれます。本当に苦しんでいる一般の市民の方々に届くように、しっかりとフォローアップをすることが大事じゃないかと思っております。この点、どんなふうに進めようとしておられるか、お伺いしたいと思います。

○細田国務大臣 おっしゃるように、あの国は、

実際の政府のメカニズムとか物の流通のメカニズムとか、我が方から見るとよくわからない不明な点もたくさんございます。

したがって、我が国が直接物を運び、どこかへ陸揚げするというようなことをいたしまして、その点がどうも十分はつきりいたしませんので、既に、食糧支援等あるいは医薬品等の支援も、国際機関があるルールのもとに、国際的に見てもきちっとバランスがとれて、本来の意味での人道支援になつて一般庶民に渡るような仕組みを一生懸命改善しながら対応しているわけでございますので、そういったルートを活用して行うことが最善であると思っております。

○西村(康)委員 ぜび、これもまた国民感情が納得できる形で、せつかくやる以上は本当に困っている方々の手に届くように、口に入るようにお願いしたいと思います。

それから、今回の訪朝、首脳会談の中で、総理から、制裁措置を発動する考えがないことを明らかにしたようでありますけれども、これは日朝平壤宣言が遵守される限りという前提条件つきでありますので、今後も、日本国として、幾つかの、複数の交渉カード、外交カードを持って交渉に臨んでいただくことが大事だと思います。

その中で、今審議されております特定船舶等入港禁止法案ですけれども、ぜびこの成立に向けて努力をしていただきたい。カードの一つとしてこれも使える。発動するかどうかはその次の問題でありますけれども、カードとして持つことが大事だと思いますので、この成立に向けて努力をすべきじゃないかと思っております。この点についても御意見をお伺いしたいと思います。

○細田国務大臣 これは、国権の最高機関としての立法府、国会のことでございますので、国会で成立いたしますと、今度は行政の方で判断するということになるわけでございます。外国為替・貿易法におきましても、もう圧倒的な多数で衆参両院を通過した、そのことが非常に、対話と圧力などと言っておりますが、大きく向こうの方針を動

かしていくような原動力になったことは事実でございます。

ただいま船舶の関係の法案については与野党間でも協議をされていると伺っておりますので、私も同様では、国会の御議論を見守らせていただいているような状況でございます。

○西村(廣)委員 外交交渉でありますので、いろいろな駆け引きの中でのいろいろなことが交渉されると思います。あめとむちとよく言われますけれども、人道支援も一方であり、また経済制裁、それからこの船舶法案の成立、この発動もまたこれがあり、いろいろな複数の外交カードを持って交渉に臨んでいただければと思います。

ぜひ、今回の訪朝が契機となりまして、安否不明の十名の方々の真相解明が進みまして、最終的に拉致問題が解決すること、そしてまた正常化交渉に向けて前進がなされますことを期待申し上げます。私の質問を終わりたいと思います。

○今津委員長代理 大口善徳君。

○大口委員 公明党の大口でございます。

五月二十二日の小泉総理と金正日国防委員長との首脳会談の結果、日朝平壤宣言が日朝関係の基礎であることが再確認された。総理の大局的な見地に立った行動を評価します。

総理のリスクを覚悟の決断によって、蓮池、地村両家の御家族五名の帰国が実現したことは大変喜ばしいことであり、長い間この日の来ることを待ち続けてこられた御家族の皆様に対し、心からお喜び申し上げたいと思います。曾我さん御一家については胸の痛みを思いますが、第三国での再会について政府を挙げてバックアップを行い、早期に実現していくべきだと考えます。

また、これまで北朝鮮側が解決済みとしていた十名の安否不明の方々について、白紙の状態から本格的な再調査を行うことになった。北朝鮮が拉致問題を小出しにして取引に利用しているようにも見えますが、真相解明に向けてこれからが正念場であり、政府と我々が一丸となって、四半世紀

に及ぶ苦しみにも必死で耐えて闘っておられる拉致被害者の御家族の方々、国民が納得できる結果を出さなければならぬ、こう思っておるわけでございます。

そのほか、弾道ミサイルの発射実験のモラトリウム、一時停止が確認され、核、ミサイル問題では、金国防委員長から、朝鮮半島の非核化が最終目標、核の凍結は非核化の第一歩であり検証を伴うのは当然、六者会合を活用した平和的解決に向け努力する旨表明があった。六カ国協議における北朝鮮の出方をしっかりと見きわめなければなりません。そこで、これから質問させていただきたいと思

います。まず、曾我さん御一家の再会についてでございます。

国交正常化交渉再開の前提条件である曾我さん御一家の再会について、政府は、ジェンキンス氏に對して、日本への入国について、日米地位協定や日米犯罪人引き渡し条約上の日本の法的義務の説明、米国の訴追免除の担保を示す必要があります。さらに、再会場所について、ジェンキンス氏と二人の娘さんの自由な意思決定に対する北朝鮮の影響力を排除しなければなりません。また、米国の犯罪人引き渡し条約締結の相手国、百九カ国一地域を避け、これは香港を含みます。曾我ひとみさんの意向も尊重しなければなりません。

これらの点を十分考慮して、できるだけ早い再会の時期、場所、相当長い滞在期間、具体的な財政支援等を検討すべきであると思いますが、政府はどのように考えておられますでしょうか、御答弁を願います。

○細田国務大臣 小泉総理訪朝の際に金正日委員長からもそういう指摘があって、ジェンキンス氏はみずからどうしても日本に出られる意思がないようだ、このことは直接お会いして確認もししてほしい、お嬢さんも近くに來ておられるからお会いしてほしいということでもございました。そうして、一時間にわたりましていろいろお話を申し上げま

したが、ジェンキンス氏は、過去のことについて、アメリカから常にかなり情報も得ておられるような感じでございまして、アメリカはそれほど甘くはない、だから本当に自分の身が安全であるかどうかについては非常に不安を持っておるということとを言われて、日本にこのまま移るといふことについてはどうしても了承しなかつたわけでございます。

そこで、どうなんだろうかと、例えば北京という話はしたのでございませうけれども、総理から、そういうところで家族水入らずで四人でお話しになったらどうかというのを言いましたら、ジェンキンスさんはむしろ、それは自分も考えた案なんだ、それを提案したぐらいの案であつて、強く望むというお話がございました。私は、日本側におつて、そういうことでもいいかということでも曾我ひとみさんに直接お話ししましたら、どこかの第三の地でお会いして、いろんな話をしたいということとを言われましたので、じゃ、そういうことといたうことでございませう。

ただ、場所の選定につきましては、大口議員が今言われますようにさまざまな条件がございませうので、要は、四人の御家族が水入らずで、いろんなことに煩わされたりおかしなことになるようにしながら、意見を交換して、将来の御家族のありようを決めていただくということが一番大事だと思つておりますので、私も、今緊急に、曾我ひとみさん御自身、そしてジェンキンスさん、お嬢さん、そして間に立つ日本政府、北朝鮮の政府との間で協議を開始しております、最もいい場所の選定をいたしたいと思つておるところでございます。

まだ方向は決まつておりませんが、考え方は大口議員がおっしゃったとおりでございます。(大口委員「財政支援は」と呼ぶ)財政というのとはちのちの……(大口委員「経済的な支援です」と呼ぶ)その人たちに對するですね。当然ながら、支援室でいろいろの支援、これまでもやつてきておりますし、そのための支援体制は

万全を期してまいりたいと思つております。

○大口委員 次に、十名の安否不明の方々について、白紙に戻す、本格的な再調査をする、こう北朝鮮側は約束したわけでございます。北朝鮮側の単なる時間的な引き延ばしにすぎないという批判もあるわけですが、この再調査について、具体的で実効ある調査体制を早急につくるべきだと考えます。

そこでまず、この白紙の意味について、五月二十三日、山崎官房副長官はテレビ番組で、金委員長が従来の調査結果の内容の誤りを認めたことと受けても構わないと表明した。これは政府の公式見解でありませうか。

さらに、政府は、十名の安否不明の方々、新たな拉致被害者と認定された方々の真相究明について、我が国が参加する調査体制をどのように構築するか、日本独自の情報収集はどのように行っていくのか。

北朝鮮からの十名の安否不明の方々の調査結果が証拠に基づく客観的、合理的なものでない場合、日朝国交正常化交渉を再開すべきでないとは私に考えるわけですが、正常化交渉の再開の前提条件として、このような証拠に基づく客観的、合理的な調査結果というもののが前提条件であるかないかについて、昨日の総理の本会議における答弁と官房長官のお話とがまた食い違いもあるように考えます。その点について、整理して御答弁願いたいと思います。

○細田国務大臣 まず、白紙の意味でございますけれども、これまで北朝鮮は、もう本件は解決済みである、すべて回答したと主張して、一切のそれと異なることを認めなかつたということは御存じのとおりでございますので、白紙に戻つて本格的に、早期にかつ徹底した調査を行うと表明したことは、従来の姿勢を改めたものと私どもは解釈しております。

次の、調査期限の問題とか調査への参加とかという調査のあり方の問題であります、基本的には向こうの、北朝鮮側においてその人たちがどう

いうふうな生活しておったか、今しておるかということは、彼らは当然情報として持っているはずですね。これは間違った結果にしても、その八人はかくかくしかじかであったとわざわざ言ったわけですから。ということは、その人を一応確認して、その上で、結論がどうかはわかりませんが、情報を提供したということは、今ここにそれらばすぐにわかるわけですから、速やかにそういうことを、調査を、結果をこちらに通報すべきでありますし、二名の方は、いや全く確認できないと言っていますけれども、状況から見ても当然知っておるはずでございますので、この点は速やかに接触を行って話し合う必要があります、先ほどもちょっと御答弁いたしましたんですが、こちらからの問題意識も提示していかなきやならないと思っております。

情報収集は、こちら側でもいろいろな形でございます。また、こちらで、このたび帰国された皆さんもいろいろな情報も自分なりに持つておられるというようにも言っておられますが、十分このあたりも伺いながら、こちらとしての情報を煮詰めていきたいと思っております。

そういった交渉は、当然早期に始まるものと思っております。総理の言い方は、当然始まる約束しているんだから、正常化交渉というのも直ちにすべてが進むというわけじゃないから、まずいろんな問題から、それではやりましょう、この問題はどうかしようかというふうな話し合いです。それから、それは始めてもいいんじゃないかという意味で言われたと思っておりますが、やはり今回、十人の御家族の方々の非常な強い御心配がありますから、この問題を精力的に取り組んでまいることとも私は本当に大切なことであると思っております。

○大口委員 次に、総理は、日朝平壤宣言を遵守する限り制裁措置を発動しないと表明しました。北朝鮮は現在、日朝平壤宣言の第三項、第四項を遵守していると言えるのでしょうか。

○細田国務大臣 さまざまな経緯がありまして、

最初に、一年八カ月前に総理が行かれて、その後、核、ミサイル政策などについても非常にその主張を変えてみたり、それから、拉致の問題についても、一たん帰国したものを帰さなきゃだめだとか、十人のものは解決済みだとか、いろんなことを言いましたね。いろんなことを言っている間に、主張には揺れがあつて、このたびようやくとの線に戻りながら前向きに取り組もうとしておりますので、私はこの平壤宣言の条項に戻りつつあるのかなというふうには考えております。

○大口委員 戻りつつあるということは、今は違反している状態だというふうに思うわけですか。

いずれにしても、今回、与野党で今、特定船舶入港禁止法の調整をしているわけでございますけれども、やはり、この法律の制定に向けて私どもも全力を挙げてまいりたい、こういうふうに考えております。

それでまた、皆さんの調査の結果ですとか、あるいは核、ミサイルについて六カ国協議で不誠実な対応があれば、これは日朝平壤宣言の履行の誠実な態度が見られない、こういうふうには私どもは判断したい、こういうふうには考えております。

そしてまた次に、拉致、核、ミサイル問題の包括的解決なしに日朝国交正常化はあり得ない、こういうふうに考えておるわけでございますけれども、これについての政府の御認識と、今後の日朝国交正常化へのロードマップをお伺いしたいと思います。

○細田国務大臣 政府といたしましては、日朝平壤宣言に沿ひまして、拉致、核、ミサイルといった諸懸案を包括的に解決して、その上で、北東アジアの平和と安定に資する形で日朝国交正常化を実現するの一貫した基本方針を堅持しております。これに基づいて、引き続き北朝鮮外交を進めていく考えであります。

国交正常化交渉の再開に關しましては、政府として、かねてから、拉致被害者五名の御家族の速やかな帰国を実現し、その上で、再開された正常

化交渉の中で安否不明者の真相究明も行っていく方針をとってまいりました。今回、日朝首脳会談によりまして、八名の御家族のうち五名の帰国が実現しました。残る三名の御家族については、御本人の意向もあり帰国は実現しなかったけれども、これについては、今後第三国における再会を実現すべく調整していくことで双方が一致いたしました。したがって、政府としては、今回の首脳会談を踏まえて、しかるべき時期に日朝国交正常化交渉の再開に向けて調整を行っていく考えであります。

今次総理訪朝に際しましては、北朝鮮が安否不明者の真相究明についても再度着手する旨約束しており、政府としては、その進展も見つつ、必要に応じて国交正常化交渉の中でも真相究明を強く求めていく考えであります。

いずれにしても、政府としては、国交正常化が実現されるに当たりましては、この真相究明や核、ミサイル問題の解決が行われることが必要であると考えております。

○大口委員 小泉総理の再訪朝について、政治家の中には評論家的な批判をする方もいらっしゃると思いますが、非常に違和感を感じます。国交正常化及び国交正常化後の本格的な経済協力が日本にとつて北朝鮮に対する最強のカードであり、これを最大限活用して、包括的解決の実現に向け、政府、私ども、一丸となって全力を尽くしてまいり、そういう決意と考えを示しまして、質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○今津委員長代理 吉井英勝君。

○吉井委員 日本共産党の吉井英勝です。

きょうは、官房長官の政治資金にかかわる問題について質問をいたします。

昨日も参議院で質疑がありましたが、細田官房長官の答弁では、日本道路興運とのつき合いは細田吉蔵氏のときからのことだということも既にお話ありました。

きょう最初に伺いたいのは、日本道路興運の関

係からあなた御自身が政治資金をもらわれるようになったのはいつからのことか、これを最初に伺いたいと思います。

○細田国務大臣 ただいま手元にあります記録では、道路興運という会社そのものから政治資金を受けておるといことは記録がございません。ただ、二〇〇〇年、二〇〇二年に、その会社の役員から個人献金という形で受けたことはございます。

○吉井委員 あなたの資金管理団体、通商産業エネルギー政策研究会ですね、これの九十六年分、この日本道路興運の現会長、現副会長から百五十万円受け取っておられることなど、それは記載されておりますから、政治資金の提供というのは一九九六年からというのが、そこから始まったというのが実際じゃないんですか。

○細田国務大臣 ちょっとその九十六年まではさかのぼって調べておりませんでしたので、それが掲載されておれば事実かと思ひます。

○吉井委員 実はこの一九九六年というのは、この道路興運から給料をもらっていた運転手の方を採用されたときなんですね。

これは既にマスコミ等でも紹介され、御答弁にありました。最近、運転手が前から籍ある会社の社員、日本道路興運の社員も兼ね、同程度度の給与をもらっていたことが判明した、政治資金として処理した方がいいとの結論を得て修正提出したという説明なんです。九十六年から、政治献金も受け取れば、運転手の給与も出してもらっていた、これが実際なのはありませんか。

○細田国務大臣 さうも御答弁をいたしましたわけですが、一九九五年に突然運転手さんが心筋梗塞で亡くなったわけでございます。それから父の代からずっとお願いして何十年と勤めていた運転手さんだったものですから、非常に緊急に運転手さんを探さなければならぬという事態が発生いたしました。そこで、私としては、本来、前の方にも出しておりました月給約二十万円強、それから公務員並みのボーナスを含めて十

七カ月分という条件で、よく探すようにというこ
とを秘書に依頼して探してもらったわけですが、
その結果、この運転手さんが見つかった
ということでもたお願いをした、こういう経緯が
あるわけでございます。

そのとき以来、私どもは十分な給与を払って
おりますから、また、私どもとして、働いていた
にいてる対価としてはちゃんと払っておるという
認識をずっとしておたわけでございますが、去
年からことしにかけて、実はその人はその前
からその会社にずっと勤めておって、かつ一部給
与をもらっておったということが判明したとい
うことでございましたので、平成八年にさかのぼ
りまして、政治資金の寄附ということで修正を届
けたわけでございます。

○吉井委員 最近判明したというお話がずっと
あったんですが、九六年から、この会社から政治
献金も受け取れば、この会社が給料を持ってる
運転手の方にも来てもらっていた。だから、最近
判明したというのは非常に不自然な話ではありま
せんか。どうですか。

○細田国務大臣 この方は、ほかの方の運転手さ
んもしておられて、そして、私どもの運転手さん
が亡くなったということを聞きつけて個人でお見
えになった方でございます、ぜひ雇ってほしい
ということで雇用関係を結んだわけでございます
ので、そのようなことがあるとは私は全く予想し
ておりませんでした。

○吉井委員 たまたまあなたのところだけが運
手の人を探している、それを知るといことは、
それ自身が非常に不自然な話です。

読売の報道によると、ことしに入ってから事
実が判明し修正をしたということが出ております
が、ことしに入ってからというのは、ことしに入
ったことなんでしょうか。

○細田国務大臣 私が秘書から、実はこういう
ことで会社が給与を払ってあったということが判
明した、そしてそのことは、法律的にもいろいろ
照会をした結果、これはやはり政治資金規正法上
の

寄附に当たるといことなので処理します、そう
いうことを言われたときでございます。

○吉井委員 ですから、ことしに入ってからとい
うんですが、そのことを知ってからのことな
んですが、その知ってからとおっしゃるのはい
つの時期ですかということなんです。

○細田国務大臣 ことしになってからです
から、二月だからそのあたりだと思っております。
この人は去年の暮れにもう既に退職して
おりますけれども。

○吉井委員 二月にお知りになって、政治資
金規正法の修正申告をされたのは今月の七日
の日でございます。

それで、自由民主党島根県第一選挙区支部、
支部長細田さんですが、収支報告書を訂正され
たんですが、〇〇年に四百五十二万三千九百
九十九円、二〇〇一年は三百六十三万七千
二百四十五円、二〇〇二年は三百六十三万七
千二百四十五円というふう
に、日本道路興運からの寄附と記載されてお
ります。

非常に不思議なんです。千二百三十九円だ
と、七千二百四十五円と、端数が出てくる修正
申告なんです。これはどうしてなっているのか。
脱税発覚のときに端数を含めて情報を得てい
ないことにはこんなきれいな端数まで修正申
告のやりようがないと思うんですが、これは
どういうことなんでしょうか。

○細田国務大臣 これは、私の秘書が当該会
社に照会をしまして、そういう事実がある、給
与を払っていた、どうも保険料等も含めて払
っていた事実がある、ということを聞きまし
たので、それでは厳密に幾ら負担していたの
かと。それは当然、給与も含めましていろ
んな数字を積み上げていかなきゃいけません
から、つまり、具体的な、幾ら献金をする
というふうな数字ではないはずでございます
から、厳密に調査を依頼して回答を得たわ
けでございます。

○吉井委員 そのこと自身が非常に、大
体、脱税がわかったのは一月ですから、も
っと早くに出ていたものだと思います。

次に、五月に修正をしたということですが、
会社から給与をもらっていた事実は知らな
かったが反省しているとか、いろいろマス
コミでも、お話しになったことは載って
おりました。普通、給料を払うとい
うことは、それだけでもどこから金を集
めなきゃいけないんですね。だから、ど
こから金集めなきゃいけないんですね。
済む話じゃないんです。

そこで伺っておきたいんですが、細田事務
所の東京の職員の方は何人いらつしや
うか。地元島根の職員の方は何人いらつ
しやうか。日本道路興運という会社から
給料を支払ってもらっている方は何人
いらつしやうか。それはこの運転手さん
一人だけなのか。あるいは、このほかに
も企業に給料をもらっているという職員
の方がいらつしやうか。この点はど
うなんですか。

○細田国務大臣 私の事務所は非常に小
規模にやっております。

東京の事務所は議員会館のみでござい
まして、一人の秘書は政策秘書、今は役
所の官房長官秘書官をやっております
けれども、それが一名。今は、そうなり
ましたので、政策秘書が一名、それから
既にあるところを定年退職してパートで
働いている女性が一、二名、それが東京
の体制でございます。

そして地元では、第一秘書、男性一人、
第二秘書、男性一人、それに加えて、年
としては定年を過ぎたような女性の女
性と男性各一名、それですべてござい
ます。

○吉井委員 それで、この運転手さんに
日本興運が払っていたという事はもう事
実になっているわけですが、明らかなん
ですが、明らかに、細田事務所の方から
この運転手さんに実際に給料を支払って
おられたかどうかというのは、実のところ
まだ明らかになっていないわけですね。

ですから、給与支払いをしますときには、
給与明細なり、あるいは支払った側の支
払い調書なりなんなり、資料があると思
うんですね。だから、日本道路興運から
運転手さんに給料が出ていたこと

とはつきりしているけれども、細田事務
所から出ていたかどうかというのはわか
らないわけですから、これは、例えば氏
名欄は黒塗りでもAさんでもいいん
ですが、やはり給与支払いの資料をき
ちんと出して、実際に払っていたんだ
ということをきちんと明らかにしていく
、説明責任というものをきちん
と明らかにしていくということが今
必要だと思いますが、これはお出し
になりますか。

○細田国務大臣 私の事務所では、昨
年でいえば三百五十七万円強、支払
っております。これは事実でございま
すので、それ以上の資料について今
提出を考慮しておりません。

○吉井委員 私が言っておりますのは、
要するにそれは信じてくれという話
なんです。出しました、信じてくだ
さいという話はその証明にはなら
ない。これは、質問を繰り返しても
そういうお答えを繰り返されるだけ
なんです。委員長におかれましては、
ぜひ提出をされて、やはりこういう
問題をきちんと説明されるように、
後ほど理事会で諮って、対処をし
ていただきたいと思っております。

○今津委員長代理 理事会で相談いた
します。

質問を続けてください。
○吉井委員 次に、細田長官は昨日の
答弁で、今もおっしゃった、月々
二十万円以上、ボーナス含めて十七
カ月、年間三百五十万円ほどです
が、三百数十万円の給与を払って
いたとお話ありました。また、松本
秘書官の方は、議員本人は知らな
かったが事務所として給与補てん
の認識はあったということも述べ
ておられることが伝えられてお
ります。

一方、細田議員の資金管理団体の通
商産業エネルギー政策研究会と自
民党島根県第一選挙区支部の
人件費の推移をずっと見ていくと、
きょう資料をつくってお出しす
ればよかったのかもしませんが、
時間がありませんので口頭で述
べておきますと、一九九六年が
千二百五十五万七千八百九十九
円、九七年が八百九十九万七千
七十四円、九

八年が千二百六十八万六千三百三十二円。九九年が千三百三十五万三千九百七十七円なんです。このときから、島根県の支部の方で五百二十四万八千八百九十円。二〇〇〇年は、個人の資金管理団体四百十五万八千円と、政党支部の方で六百七十七万四千三百六十九円ですから、合計すると千三百三十三万円とか、大体ずっと二千円台で来ているんですが、二〇〇二年は百八十一万六千四百円、これは個人の資金管理団体の方です。

そうすると、東京における細田議員の運転手をされた方、さっきのお話では三百五十万円前後になると思いますが、これに該当するのは、通商産業エネルギー政策研究会の人員費と思われる、二〇〇二年度分ではわずかに百八十一万六千四百円なんです。つまり、人員費は払えないということになるので、これは、日本道路興運の給料肩がわりがあつて初めてこういうことが可能になってくるんじゃないでしょうか。この点、どうなんですか。

〔今津委員長代理退席、委員長着席〕

○細田国務大臣 ちよつと急に細かい数字をおっしゃって、若干はつきりいたしませんけれども、政党支部も含めまして人員費をきつと払つておることは事実でございますので、よく精査したいと思ひます。

○吉井委員 そこで、次に伺つておきたいのは、五月七日に修正申告をしておられるんですが、話は変わりますけれども、福田官房長官の辞任の意思を聞かれたのは、当時副長官として辞任の意思をお聞きになったのはいつのことですか。

○細田国務大臣 五月七日の昼前でございます。

○吉井委員 五月七日の昼前に聞かれて、実は、連休明けは五月六日からなんですが、五月七日といへば細田さんの官房長官就任の日なんです。だから、普通で考えますと、慌てて修正をしたよう

うで、ですから、前年繰越額までは修正に気が回らなくて、五月十九日に前年繰越額を改めて修正しておられる。収支報告書の訂正というのは、これは官房長官就任のための身辺整理という感じが

非常に強いんですね。

一月に脱税事件が発覚して、運転手の方にこの会社が給与を出していたということもわかつて、それからずっとそのままで、五月七日に急遽修正申告されたというのは、これは、普通で考えたら官房長官就任のための身辺整理という感じになってまいります。なぜ五月七日だったんですか。

○細田国務大臣 連れの関係もありまして、島根との連携ということもございまして、これだけの数字を出すには相当周到な準備が当然要るわけなんです。四月から五月にかけて十分数字を詰めて、正式な報告でございますので、様式にも書き込まないといけない。七日に用紙を取り寄せたわけじゃなくて、連休前からきつちりとした修正の準備を準備しておつて、出したのが五月七日であつたということですから、そういうふうに思われたいようにお願い申し上げます。

○吉井委員 不思議なんです。さっきの御答弁では、二月ごろに、この日本道路興運の方から給料をもらつていて運転手さんだったということがわかつたということなんです。それからきつと問ひ合わせをされて、修正した数字というのはそんなにたくさんあるわけじゃなくて、日本道路興運株式会社、四百万一千二百三十九円、平成十二年十二月二十五日、住所を書き、山口哲也さんの名前。それから、日本道路興運株式会社、三百七十九万五千五百七十五円、平成十三年十二月二十五日。もう一つ、日本道路興運株式会社、三百六十三万七千二百四十五円、平成十四年十二月二十五日。

要するに、これだけのことなんです。二月からわかつてやつておられて、連休明けにならないと——この収支報告書の訂正にしても、この紙を取り寄せてというのはそんな大層な話でもないんです。

なぜ五月七日になった、訂正をされたのか。私、いまいよくわからないんですが、もう一遍説明してもらえますか。

○細田国務大臣 それは、私は経緯は知っており

まして、これを出そうと連休前には決めておつたわけでございます。その数字もきつちりと会社側に照会をしなければできないわけでございます。これが、いわば寄附としてどうも給料を払つておつたやうだということを秘書が確認して、それも届け出をしないといけないことを四月にいつばいかけて準備しておつた、それが連休明けになったということでございますので、決して私の発令の日に合わせて、発令をしたからすぐ出したというふうなものではないです。

○吉井委員 それだけ周到に準備されて、それで実は五月十九日にまた、前年繰り越しのためというところで一度訂正しておられるんですね。二月にわかつてきつと問ひ合わせをされ、このお金の訂正もたつた三行なんです。追納訂正と。行、二行、三行、三行だけですね、追納訂正と。地元との立協さんという秘書の方のサインもして、印をつけて、訂正をされて。ですから、そんなに日本道路興運と緊密に、相当綿密な問ひ合わせを

やらないことにはわからないというはずのことじゃないかと思うんですが、しかし、綿密にやつたというお話なんです。そこまで綿密にやつたら、二週間ほど後にきつと一遍訂正せないかぬ、これがどうもわかりにくいんです。

これはやはり、五月七日の就任の日、慌てて身辺整理ということでしたのではないか、だから十九日の日にもう一度訂正をするということになった、こう考えた方が普通なんです。ここはどういうことなんですか。

○細田国務大臣 五月十九日の訂正は、実は一九九六年からの分をどうするかということで協議をいたしまして、さらにさかのほつて九六年から九九年分の四年分を訂正したということでございます。さかのほるために時間を要したということだと思います。

○吉井委員 さかのほるための時間といつても、これは九六年からのお話でしょう。それで、毎年一行分ぐらいのことなので、それをどうするかという、そんなに一つの年度について膨大な資料が

あつての精査という話じゃなくて、要するに、記入漏れをどのように年度繰り越しの処置をするかということだけなので、ですから、普通でいつたらそんなに、最初五月七日の日に訂正されたときですべて明らかにしている話であつて、それがこれだけかかつたというのは、私はやはり、これは官房長官就任に合わせて慌てて修正申告されたので、それで二度目の訂正を二週間後に改めてやらなきゃいけないとなつたと言わざるを得ないと思ひます。

そこで次に、細田官房長官は、道路公団改革と直接の資本関係や道路公団自体との関係はよくわからないが、報道によれば、税金の面で若干問題があつたやうなこともあるので私も反省しているというお話はもう既にありましたが、道路公団と国土交通省の契約をどれだけしている企業なのかという、これは当然よく御存じだつたと思うんですね。

昨日の答弁でもありましたが、私、改めて国土交通省の、これだけは政府参考人に伺つておきたいんです。

大体、日本道路公団分と国土交通省分だけこの企業の業務の六割、これ以外に厚生労働省分だとかその他の国関係がありますから、もつとたくさん国の仕事にかかわつていて企業だと思ひますが、とりあえず国土交通省の方には、発注部局別の内訳がどうなつていてのか、国土交通省関係で八十九億円契約しているということですが、これを伺つておきたいと思ひます。

○安富政府参考人 国土交通省におきましては、国土交通省本省、それから各地方整備局、それから各事務所単位、それぞれで、いわゆる保有公用車の運行管理に係る業務につきまして入札で委託しておりますので、これは全部集めてやり出すとなかなか時間がかかりまして、全体を把握することはなかなか困難でございますが、とりあえず平成十四年度で、国土交通省全体の車両管理業務の詳細につきまして概略調査したところがござい

管理業務の支払い実績がございしますが、このうち、日本道路興運との契約におきましては約八十九億円というふうになっております。(吉井委員「いや、その内訳」と呼ぶ)

具体的各部局ごとの内訳について概略申しますと、国土交通本省で約一千万円程度でございします。それから地方整備局等、これは事務所を含みますが、約八十八億程度でございします。それから、そのほかの施設関係で、国土地理院等で約一千万円、それから北海道開発局で約八千万円という数字になっております。

○吉井委員 ですから、さらに道路公団分で二十三億八千四百万円ありますから、合わせると百十三億ほどでしょう。これは要するに、国関係の仕事物を物すごくやっている、利害関係の極めてきつい会社ですね。

採用時点で既にその会社から九六年にも会長、副会長の個人名にしても政治献金をもらっておられて、採用するときには運転手が日本道路興運の人ということだったわけですが、一応それは知らなかったというところで今言っておられるわけですが、これだけ日本道路興運が道路公園、国土交通省など国の機関と大きな契約をする、大きなかわりのある、利害関係を持つ企業であるのに、そこから政治家が金をもらうとか、あるいは運転手の給料という形で利益供与を受けるとか、私はどう考えてもこれは政治的、道義的にやはり重大な問題があると思うんですが、この政治的、道義的な責任という問題については大臣はどのようにお考えになっておられるか、伺いたいと思います。

○細田国務大臣 再三申し上げておりますように、私の事務所では、運転手さんが応募してきて、この方が従来から同種の仕事をしておられるということを開きまして、それで採用しよう、給料は幾ら払いましょうということ雇用したわけでございますので、それがたまたま、ほぼ同額に及ぶ所得を別途得ていたということは、私自身、全く気がついておりませんでした。したがって、この点は深く反省をしておるわけでございます。

また、この会社自体の仕組の内容とか、それがどのように公と関係しているかということにつきましては、私はそれほど深く知っておったわけではございません。その点は、私の父の古い古い友人だということはありません、会長とか皆様方とは父が友人関係にはありましたが、会社の内容については深く存じておりません。

○吉井委員 九六年から政治献金を受け、この会社の社員である運転手さんを運転手さんとして迎えられて、会社が給料も払っていた。日本道路興運が払ってやったことはもう既に明白になっているんですが、細田長官の側が、事務所が、この人実際に給料を払っていたのかどうか。これは、あなたは払った払ったと言うだけで、何にも解明されておられません。

私は、これだけ国と利害関係のある企業から政治家が金をもらう、運転手等の便宜供与を受けるということとは、これは政治的、道義的に絶対許されないことだと思ふんです。しかも、国の仕事というのは、国民の税金なんです。税金が還流されているという問題ですから。

最後に、委員長、私は、これはやはり道路興運の社長さんなりに参考人として来ていただいて、きちんとこの問題は解明するべきだ、このことをお願いしたいと思ふんですが、委員長、どうでしょう。

○山本委員長 理事会で協議させていただきたいと思ふます。

○吉井委員 それでは、時間が参りましたので、質問を終わります。

○山本委員長 次に、泉健太君。

○泉健太委員 今もさまだまなお話がございますたけれども、せっかく官房長官にお越しいただいたときにこのような話をしなければならぬのは大変残念でありますけれども、しかし、官房長官、やはりこのところ官邸が随分と不祥事続きのような気がしております。これは、一般の国民の皆さんもそういうふうな認識を持っておられるんではないかなというふうに思ふわけです。

今回の、午前中の決算行政委員会でも質問がありましたけれども、まず日テレの問題、そしてまた北朝鮮外交のその成果、そして官房長官御自身のこういったやみ利益供与疑惑というふうなことになるてきますと、これはもう合わせわざで一本をとられかねない状況ではないのかな。やはり一本をとらなければならぬ。せっかく副官房長官から官房長官に変わっていただいたんですが、やはりこういった不祥事が続けば何らかの責任はとっていただかなければならぬのではないのか、なというふうに思っております。

その辺をもう少し解明していくために、少し質問をさせていただきたいというふうに思ふます。いろいろとマスコミ等々で話が出ております。官房長官は、この車両管理会社日本道路興運からさまざまな利益供与を受けながら、政治資金収支報告書に記載をしていなかった。もちろんもう現在では修正をされたということですが、修正をされる前までは記載していなかった。官房長官、改めて、これでよろしいかどうか、確認をお願いいたします。

○細田国務大臣 この点につきましては、深く反省をしております。

○泉健太委員 そこで、改めて事実確認をしたいというふうに思ふます。

先ほど、二月ごろにわかったというふうなお話もございましたけれども、もう少しやはり正確に話を聞かなければならないと思ふます。

まず一つは、マスコミでも報道がありますけれども、この日本道路興運が所得隠しをして、そして新聞報道がなされたということがございしました。今はもう御存じですね。これを一番最初に御存じになられたのが何月何日なのか、そして、この給与の肩がわりを受けていたということを御自身が認識されたのが何月何日なのか。まず、この件について伺いたいと思ふます。

○細田国務大臣 私としては、再三申し上げておりますように、この運転手さんは、自分のところで給料を払い、自分のところで雇っているという

認識でございました。そしてその額も、年間三百五十万円を超える、私としては貧しい中で妥当な最大限の給与であると思っておりますので、したがって、別途、いろいろ保険のあれもあるんではないかと、そういう雇用関係にあったということを開いたときにはびっくりいたしました。それは直ちに修正しろということを書き言ったのは四月の上旬ごろではなかったかと私は思っております。

○泉健太委員 いや、答えていないんですね。誠に御答弁をいただけるものと思つてきょうはこちらの方に来させていただきまして、もう一回確認をします。

この日本道路興運、所得隠しがあったという新聞報道がなされました。御自身でこの事件について認識をされたのはいつですか。

○細田国務大臣 よく覚えておりません。それは、どういった新聞報道が出たのか、余り大きな記事で出たような記憶もございませんけれども。むしろ、こういったことについて、どうも給与が払われているということ最近になって知ったということでございます。

○泉健太委員 そして、五月七日、官房長官に就任をされて、五月七日、報告書の修正をなされた。これは二回か三回ぐらいに分けて修正をされているわけですが、五月十九日の会見の方で発表された。ことしに入って事実が判明をし、五月上旬に修正をしたということですね。

これは先ほどもお話がありましたが、修正が長官就任が決まってからということになって、その理由を、先ほどは会社というところと照会をしたりですとか準備に時間がかかったということでした。これを担当されていたのはどなたですか。

○細田国務大臣 当時の私の政策秘書であります。

○泉健太委員 政策秘書からこの件についての報告は受けていましたか。

○細田国務大臣 受けたわけでございます。そして、どうも調べてみますとやはりこれは政治資金規正法上寄附であるというふうに認定することが

適当であると。自分で給料を払っておつてもそれは関係がなく、事実上払っておつたということであれば政治資金として届け出るべきであるという、関係方面にも照会をしたようでございます。その報告を受けたので、直ちにするようにということで、それから会社の方から、これは一円まで細かく調べないけませんので、照会をした、その結果数値が出てきて、連休前には用意しておりますが、連休後に届け出をしたということでございます。

それから、先ほど、五月十九日の、さかのぼつての問題につきましては、その後、県報の告示で訂正の手続ができるということを開きまして、それに従つて修正をしたということですから、そこが二段になったわけでございます。

○泉(健)委員 なるほど。そうすると、政策秘書さんが会社としてつかりと合せて、一円たりともやはり間違えがあつてはならないというような御意思だつたと思います。確かに、官房長官自身は、平成十三年、自民党の政治改革本部副本部長、そして十四年度は選対の事務局長、選挙にもお詳しいですね、そして政治倫理と公選法に関する特別委員会の理事もされていくことで、御自身も、恐らくというか間違ひなく、選挙法等々にはきつと御造詣が深いのではないのかなというふうに思つてゐるわけですが。

そうしますと、会社側からはその照会によつてどんな回答が来たか、このことについては聞いておりますか。

○細田国務大臣 秘書が照会いたしたところ、やはり給料その他支払われておつたことを聞きまして、私も愕然として、かつ、いろいろな政治資金規正法の問題等についても私は勉強してきておりますので、やはりこれは直ちに修正をすべきであるということをお願いしてございます。

○泉(健)委員 そうしますと、通常、会社側とそうする場合には、つじつま合わせではないんですが、会社側がどこからかお金を出したというふうにしなければならぬわけですね。会社はどこか

らお金を出したんですか。

○細田国務大臣 そこは、会社のことでありますし、わかりません。

ただ、その人に、つまり一種の給与でございますから、しかも前から何年も働いていられるようでございます。それが八年前に今のようになつて、引き続き保険料とか諸手当とか給料とかが払われているということを言いましたので、要するにその人について支払われたものを合計してもらつたわけでございます。運転手派遣業のような、一般的でなく業務としての、非常に多数の運転手さんを抱えておられるということですから、一人一人のデータがありまして、その中から出してもらつたわけでございます。

○泉(健)委員 どうやらこの会社は、架空の運転手をつくつて、そこにお給料を振り込むという形で裏金をつくつていたという報道がなされているわけですね。この方が会社になんと在籍しているということとはもう確認はとれているわけですか。

○細田国務大臣 そのような給料を払つたと言われて、そのまま届け出をいたしました。それを確認するまでも特にございせんので、聞いた額で届け出ております。

○泉(健)委員 あなたは、献金を受ける側として、相手側が何をしても、受けた側は知らないからそれは問題ないんだということをおっしゃるわけですか。例えば外国人から献金を受けた、これまでも何人かの政治家さんがその事実によつて時には糾弾をされておられるケースがあると思ひますが、それは本人は悪くないというふうな認識でよろしいんですか。

○細田国務大臣 外国からの献金等は違法でございますから、それは別の問題だと思ひます。

それから、全体としての、先ほど言われた、脱税があつたんじゃないか、全体にもっと大きな額の問題があつたんじゃないかというふうなことにしては、私は存じません。私としては、事実上、この支払われておつた

いう給与等が政治献金に当たるかどうか、私として政治家として届け出なければならぬというの、寄附に当たるかどうか、ここだけが私の論点でございます。それから、それはそのように処理しようというのを決めたわけでございますので、さかのぼつて修正しなければならぬということ、さまたまな手続をとつたわけでございます。

○泉(健)委員 いやいや、それでいいんでしょうか。普通の会社だったらそれはあり得ると思うんです。ただ、この会社は、ことしの一月に東京国税局で指摘を受けているわけですね。そして、何と何と、一生懸命国税局が調べたにもかかわらず、わざわざ税率の高い制裁課税をされてまでも使途秘匿金のその使途を明らかにしなかつた会社です。これはもう御存じですね。

そういう会社のことからお金が出たかわからない、現在もわからない。ということ、使途秘匿金の中から出た可能性もあるということ、よろしいですね。

○細田国務大臣 そのようなことは会社経営の問題です。ですから、今うわさになつていような額は私どもが関与している額とまた全然額も違つたわけですし、私どもとしては、それ以上のものはないわけですから、その人が給料として幾ら払われておつたかという、年間の三百五、六十万円から四百万円の間、これがその人に払われておつた、給与として支払つておつた額でございますから、それを寄附と認定したわけでございます。

ただ、税の当局や何かが、その額を含めていろいろなことを調査されて、どのように判断されるかというのは別の問題であると思つております。

○泉(健)委員 いやいや、そうじゃないですよ。あなたは政治家です。政治家だったら、献金を受けた方や支持者の方々に正しい選挙法や正しい政治資金規正法を教える立場じゃないですか。私は守つていなければいいんですか、そうじゃないんじゃないですか。やはりこういう献金を受けている企業に対して、このお金に対して、

いただいている分はちゃんとこういう形で領収書を出しますよとか、そういうことはあつて当然じゃないですか。

私が今聞いているのは、相手側がどういう名目であなたの運転手の方にお金を出したのかということですよ。これは大きな問題ですよ。

○細田国務大臣 これは、当然ながら、私どもとしては給与と思つております。給与として支払われた額が今の額である、そういうふうに確認をしております。

○泉(健)委員 給与といつても、例えば現に長官が事務所でお支払いをされたように、後で聞きますが、厚生年金やいろいろなものがついてたかついてないかという話もありますし、アルバイト代として渡す給与と、ちゃんとした会社の職員として給与体系に従つて出す給与とは違うわけですね。

それは、給与というのは、確かにその会社に籍があり、そして、その会社の正規の職員として適正なところからお金が出ているということ、よろしいですか。

○細田国務大臣 それは、会社がどういふふうな給与を払つたりさまざまなお金を支出していたのかということについては私どもとしては知ることができませんので、私どもとして最大限やることは、実は給与が払われておつたのであれば、その払われておつた額を、それぞれの年次に応じて幾らであつたのかを確定して、それを修正して、献金であつたというふうに届け出ることが最大限の責務であると考えております。

○泉(健)委員 ですから、使途秘匿金から出てくるかもしれないわけですよ。それをあなたは、相手側のことでござらぬやうなつていても知りませんと。でも、これがもし使途秘匿金から出ていたら問題だと思ひませんか。

○細田国務大臣 そこは、向こうの会社の実態がどうなつているかということまで私ども入り込むことはできませんので、給料として払つておつたと、社員を継続しながら給料を払つておつた、も

ちろん給料の中には失業保険だとか年金だとかいろいろあると思いますが、そういったものの総額を聞いたわけではございませんから、それで私どもとしてはすべて何だったと見ておるわけです。

その背景にいろいろあるわけがあるんじゃないか、その会社はどういうことをしておったんじゃないかというようなことを言われましても、私のところではそこまでしかり得ないわけではございません。

○泉(健)委員 ですから、先ほど、政策秘書さんと会社側が一円たりとも間違いないようにと打ち合わせしたんじゃないですか、したんですよね。打ち合わせをしたんだつたら、相手側がそのお金をどう処理しているかなんてわかる話じゃないですか。確認とっていないわけですか。

○細田国務大臣 経理上、給与として支払った、そのことを聞いておりますので、そのように処理したわけでございます。

○泉(健)委員 では、一般論として聞きましょう。そういった使途秘匿金というもののなかからもし政治家が献金を受けていたということが明らかになった場合、そこには政治的な責任があるというふうにお考えになりますか。一般論ですよ。

○細田国務大臣 一般論で言えば、何かいろいろなお金を浮かして、それをやみ献金として、どこにも載せずに何百万円も献金したとか、それをやみからやみへ出したとかということがあれば、それはもう大変な大きな問題だと思えますよ。

我々の今の問題というのは、給料として、この人を社員としてずっと継続しておった。したがって当然ながら、運転手さんですから、運転手さんに払った給料の額、月々幾らで諸経費幾らというのを限度に、私どももその運転手さんを雇っておったわけですから、その運転手さんを限度に考えるのは当然のことだと思います。

○泉(健)委員 今のお話ですと、やはりそういった、もし、もしですけれども、やみであれば、それは当然責任があるというような御答弁だったというふうに思います。これは今後説明がされてい

くでしょう。

改めて伺いますけれども、これまで、この日本道路興運に限って結構でございます、そこから受けた利益について、一度正確に答えをいただきたいというふうに思います。

まず、東京事務所の手給とボーナス、そして個人献金、パーティー券、そしてまた、ほかに何か飲食の接待、贈答品、便宜供与等あるのかないのか。前段の方は額を含めてお願いいたします。

○細田国務大臣 そこまで十分記憶しておりませんし、贈答品等も記憶しておりませんので、お答えしかねます。

○泉(健)委員 きょう、御答弁は用意されていないんですか。基本的な、いつ、どんな献金を受けた、パーティー券を買った、そういうものはありますか。

○細田国務大臣 それは、役員の名義で、二〇〇〇年、二〇〇二年に、それぞれ三百万円、百万円を受けております。先ほどちょっと問答の中で、九六年にも出しておるのではないということなので、ちょっとこれは調査漏れがあるかもしれない。そういう個人献金を受けております。

○泉(健)委員 パーティー券はありますか。

○細田国務大臣 ちょっと実態を調べなきゃいけません。さまざまな名簿でお願いしておりますので、パーティー券の購入限度の中でパーティー券を買ったものについては可能性がいろいろあります。

○泉(健)委員 先ほど言いましたが、飲食の接待、贈答品等は記憶にないということよろしいわけですね、記憶にないんですね。なるほど。

事実を一番最初に二月ぐらいに知ってから、四月のいろいろなこの会社とのやりとりで時間がかかった等々言っていますが、やはりこれは、その事実が明らかになるまでは、特に修正をする前までは、まさに官房長官がさっきおっしゃられたような、やみの部分のお金でしかないわけですよ。全く表に出てこなかったお金なんですよ。今、修正をされて、何だか、小泉首相にも許し

を得たからというふうに、それで責任が終わったかのように言っていますけれども、御自身の責任、これで終わったというふうに思いますか。

○細田国務大臣 私としては、そのような、給料をもらい続けていたという事実を知りまして、これはしつかりと報告をするともに、深く反省しておるわけではございません。

○泉(健)委員 反省以外は何か、責任をとる、例えばそれは職員の内部の処分ということもあり得るかもしれないですね、あるいはいただいたお金をやはり返金するということもあり得ると思うんです。そういうことはお考えにはなされませんか。

○細田国務大臣 返金ということができるとかできないのか、これは私どもで今検討しております。政治資金として過去にいたでしまったものを返金するということが今できるのかできないのか、法律上の問題も詰めてまいりたいと思います。

○泉(健)委員 総務省さんにもちょっと伺いをしたいと思うんですが、今回修正をされたわけですが、規定法の二十五条、ここには不記載、不実記載というところがあると思えますけれども、今回のケースはそれには該当しないんでしょうか。

○高部政府参考人 御指摘ございましたように、政治資金規正法には、記載すべき事項を記載しなかった、あるいは虚偽の記載をした場合の罰則が定められておるところでございますけれども、個別の事案が具体的にこの法令に反するかどうかというの、私ども、具体的な事実を承知する立場にございませんで、お答えを差し控えていただきたいと思います。

○泉(健)委員 いや、一般論として、その法律があるわけですから、罰則もあるわけですね。これを判断するのは、では警察になるんでしょうか。そういうものもあると思いますが、一般論として、正しいことが記載をされていなかったら、それはやはり罰則がかかってくるということよろしいんですね。

○高部政府参考人 政治資金規正法の今の罰則の体系、この記載義務違反の關係でいいますと、虚偽の記載があったかどうかということの中で、事実と異なる記載があったかどうかということと、故意または重大な過失によつてそのような行為が行われた場合の罰則が定められておりますので、個別具体的な事案がこれに当たるかどうかというの、個別に判断されるべきものだと考えております。

○泉(健)委員 官房長官、もしかすると当たるかもしれないですね。これだけ、最初に事実を確認してから修正まで時間がかかり過ぎておる。もしかしら危ないかもしれないですね、そのおつもりも持つておいていただければと思います。

もう少し細かい話をしたいと思いますが、これも、この運転手さんの採用時のことについてお伺いをしたいというふうに思います。

この採用についてお話し合いをされたのは、どなたとどなたが採用の話をされて、そして決定をなされたんでしょうか。

○細田国務大臣 これは、先ほど申しました秘書、つい先日まで政策秘書をしておりまして、その秘書と、実は本人がやっていたのであります。そして、お互いに、こういう議員会館にいたりする運転手さん仲間、突然心筋梗塞で亡くなった人がいるということ、その方が、ぜひ勤めたい。私はこのあたりの経験もあるし勤めたいということをやつてこられたということが実際の姿であります。

○泉(健)委員 おかしいですね。会社に、この方はそのとき日本道路興運に勤めておられたわけですね。勤めたいというのとはどういうことなんでしょうか。官房長官も、これは今思うと不思議だなというふうな感じがします。

○細田国務大臣 しかし、そのときにちゃんと給与条件も言つて、ぜひ払つてほしい、これだけの給与なら結構ですと言つてきたわけではございませんので、それは事実でございます。

○泉(健)委員 履歴書はなかったんですか。

○細田国務大臣 運転手さんでございいますので、運転手さんだからというわけじゃございませうけれども、運転技術、あるいは過去を伺いますといういろいろな政治家の運転手さんも歴任しておられるようでございまして、こういった経験がある、前の運転手さんとも知り合いであるというようなことを言われたようでございします。

したがって、前の方が亡くなって緊急の場合でございまして、それじゃお願いしようか、条件はこれでいいんですねということを申ししたようでございします。

○泉(健)委員 いやあ、不思議な話ですね。本当に知らなかったわけですか。

政治家の運転手を歴任されていたということは、では、もしかしたらほかにも同様のケースがありそうですね。多分この会社にはずっと勤められていたんでしょうし。それは後々調べていけばいいのかもしれませんが、もし御存じであれば、前職はどなたの運転手をされていたんでしょうか。

○細田国務大臣 個別のことについては申し上げませんが、そういう過去の経験から、運転手さんとしてお願いするのが適当であるかどうかという判断は私がしたわけでございします。主として給与条件、それから地理その他よく御存じかどうかということ、これがやはり大事だと思っております。

○泉(健)委員 そうですか、私が適性を見てしたと。

しかし、恐らく同い年ぐらいの方じゃないですか。去年六十歳でたしか退職されたということであれば、働き盛りの五十二歳か三歳ぐらいのときに多分お勤めになられたと思うんです。御自身と同い年ぐらいの方に、年収が三百五十万ぐらいで本当にいいのかと聞いたとして、それだけで、それ以外の話はしていないんですか。その方の御出身や背景や、今まで何をされてきたんですか、今どうやって生活しているんですかと、言葉をおかけたことはないんですか。

○細田国務大臣 私自身が面接したわけではございませんので、私自身は、いい人が見つかったもう来月から勤めてもらえそうだからという話で、それじゃお願いしてくれ、こう言ったわけではございします。

○泉(健)委員 いやいや、違いますよ。だって、その事務所に勤めるに当たって、先ほどおっしゃったように、貧乏な事務所ですからと言って、一生懸命現場では交渉しているわけですよ。それを多分、報告は絶対受けていたはずですよ。交渉を全部任せっきりにしてはいたなかつたと思ひますよ。

それで、任せっきりにしていたとして、御自身が車に乗られたときに言葉をかけるときがあるじゃないですか、普通の政治家だったら。全然お話しもされずに、同情もせずに、話しかけもせずに。その方がどうやって、この給料だけで生活をしているということだけで今まで来ていたわけですか。

○細田国務大臣 余りそういう話は普通はしないんじゃないかなと思ひますけれども。

○泉(健)委員 もう少し人情を持っていた方がいいと思ひますね。私は苦しい生活をしてきたからわかるんですよ。だって普通、後から聞きますが、厚生年金とかをもし会社が払ったとしても、同い年ぐらいの方々が三百五十万で、まあ議員はたくさんもらっているかもしれないというの、これはちょっとどうかという気はしますね。私は本当は話があつたんだと思ひますけれども、言っていないじゃないでしょうか。

しかし、そういう公にならない話だとすると、細田事務所から受け取っていた給与というのは、この運転手さんとはどのように、確定申告をなされていたんでしょうか。

○細田国務大臣 そことははっきりわかりません。

○泉(健)委員 いや、ですから、先ほどから姿勢を問うているんです。御自身から説明をしようとする気持ちがある見られないんです。会社側にも

全くちゃんとした調べもしていない、そして、この運転手さんがいただいたお給料をどう処理しているかまで何もしていない。

では、源泉徴収はやっていましたか。

○細田国務大臣 その点は、ちょっと私は承知しておりません。

○泉(健)委員 だって、官房長官も御自身で、大変厳しい事務所だというふうにおっしゃられたじゃないですか。お金のことについて、しかも党のいろいろな役職をされてきて、何でそんなことを任せっきりにしているんですか。

では、これから調べて、すぐ記者会見なりで御回答いただけますか。

○細田国務大臣 私としては、結果として、その方が給料見合いのものがある会社から受けておることを知り、そのことを当然認め、反省をして、政治資金規正報告書の修正という形で出しておりますので、その点は、十分この問題に対処していると考えております。

○泉(健)委員 これは官房長官の名譽のためにぜひやはり明らかにしていただきたいんですよ。

先ほどの答弁を聞いていたら、もしかしたら使途不明金からその給与が出ているかもしれないと、さらに、細田事務所から運転手さんに出ているお給料は確定申告がなされていないかもしれないという話になつたら、もうめっちゃめっちゃじゃないですか。何だか、本当にひどい管理になっていませんか。事務所としての人の管理について、御自身は責任を感じませんか。

○細田国務大臣 私は全体として非常に反省をしております。私として、十分な給与を払っておればそれでいいという前提で、それでは早く雇ってくださいというのを秘書に伝えたわけではございまして、その後起こりました最近わかりましたことについては反省しております。

○泉(健)委員 では、この方の勤務なんです、細田事務所採用されてからずっと日々勤務をされていたということではよろしいですね。

○細田国務大臣 基本的にはそのように理解して

おります。いろいろな役職の形態によりまして、ほとんど公用車がつくとかいろいろな状況がございしますが、そういった状況によつてどういふふうに対応していたかはよくわからないところがございます。

○泉(健)委員 この方の雇用保険、厚生年金、これはどこから出ていたかは御存じですか。

○細田国務大臣 後から考えてみますと、その会社から出ておつたのではないかと思つております。社員でございしますから、その会社の社員であつたということで、出ておつたのではないかと思ひます。

○泉(健)委員 この件も、やはり誠意を持って対応していただくのであれば、必ず確認をとっていただきたいというふうに思ひます。もちろん確認をとっていただくわけですが、雇用保険の場合、たしか勤務実態が、その職場に週二十時間以上ないと雇用保険というのはだめなはずなんです。そうすると、日本道路運送に週二十時間勤務をされていなければならぬわけですが、そういった時間は、官房長官、あつたというふうにお考えですか。

○細田国務大臣 ちょっと私は承知しておりません。

○泉(健)委員 では、働いていたかもしれないというところでよろしいですか。

○細田国務大臣 これははっきり今申し上げることはできません。確認をしてみないといけません。基本的には私のところで働いていたというふうな理解しております。

○泉(健)委員 そうしていくと、まずは、勤務実態のない人間に対して、本当にその籍があるかどうかというのはまだ証明されていませんが、その勤務実態がない人間に対して雇用保険や厚生年金を付けていたこの会社、ここにも当然違法性というものが今後出てくると思ひます。やはり関係省庁の方にはそこを見ていただかなければならぬだろうなというふうに思ひます。

そしてまた、そういったことをある程度事務所

の方では当初から認識をされていたというようなお話が伝わってきておりますけれども、それはそのとおりでよろしいですね、事務所の方では認識をされていたということ。

○細田国務大臣 一つのところからわかりませんが、秘書の方で、どうもそのような実態があったらしいということは感じておつたと申しております。

○泉(健)委員 そうすると当然、細田事務所というの違法性を免れないということになってくるんだと思います。そしてまた、確定申告をしていないのであれば、残念ですが、この方自身も、その部分では問われなければならないということになるんだらうなというふうに思います。

一般論として伺いますが、国税庁、もしどこかの事務所からお給料を得て、それを確定申告をしていなければ、それは脱税行為だということでしょう。

○西江政府参考人 お答えさせていただきます。給与を二カ所以上から得ている場合には、原則として、主たる給与につきましては年末調整の対象とされますけれども、その他の従たる給与については年末調整の対象とされませんので、すべての給与を合計したところで確定申告により所得税額の精算を行うことが必要でございます。

いずれにせよ、個々の事実関係に即して、法令に照らし合わせて適正に対処してまいりたいと考えております。

○泉(健)委員 次に、この日本道路興運という会社についてやはり触れなければならぬと思うんです。

道路公団との深いかわり。かわりを持つことと自体は悪いことではありませんけれども、呼ばれ方としてはいわゆる準ファミリー企業という形になっております。道路公団が二〇〇二年度で発注した五十五億円の事業のうち、十九億円分を受注しているというようなことですね。そして、先ほど言ったように、ことしの一月、二億八千万円もの制課税をされたというところの会社

でございます。

そして、資本金が八千万なわけですが、そうすると、規正法では一年間の政治団体への寄附上限が七百五十万円ということで、細田事務所の給与肩がわり分、そして長官以外へのさまざまな献金等で、この総枠規制というものを超えているという判断をされるのではないかとされている会社でございます。こういった会社でありますけれども、この総枠の規制については、上限を超えれば受け手の側も出した側もやはり罰則の対象になるということで、総務省、よろしいですか。

○高部政府参考人 政治資金規正法の総枠制限に違反して寄附をした者及び寄附を受けた者につきましては、一年以下の禁錮または五十万円以下の罰金に処する旨の定めがあるところでございます。

○泉(健)委員 これは、受け手はもちろんばらばらに違うわけですが、受け手が一つ一つ違うからといって罪を免れるものというか、その規制の対象から外されるようなものにはなっているんでしょうか。

○高部政府参考人 お答え申し上げます。総枠制限でございますので、トータルの額としてどうなっているかということがポイントになると思います。

ただ、いずれにしても、この罰則が適用されるということになりますと、総枠制限を超えているというところについての認識が必要になってくるもの、かように考えます。

○泉(健)委員 なるほど。総枠制限を超えているという認識がないとそれはかかってこないということでしょう、再度ですが、よろしいですね。——わかりました。

それで、お伺いをしたいわけですが、道路公団、きょうは参考人として奥山理事にお越しをいただいていますが、日本道路興運が所得隠しをしていたということが発覚したわけですが、このことについてはいつ御承知になりましたでしょうか。

○奥山参考人 お答えします。

この所得隠しの件につきましては、ことしの一月十四日に新聞報道がございまして、これでもって承知した次第でございます。

○泉(健)委員 たしか、さまざまな都道府県の文書を見ておると、入札停止に関するいろいろな基準、法令というのがあるはずなんです。こういったケースは対象になりますでしょうか。

○奥山参考人 お答えします。入札停止の件につきましては、内規では、業務に關しまして不正または不誠実な行為をして契約の相手方として不適当であると認められたとき、あるいは、代表役員等が禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、または罰金刑を宣告されて契約の相手方として不適当であると認められたときが、指名停止等の措置についての基準になっております。

○泉(健)委員 国税庁にお伺いをしたいんですが、たしか、いただいたレクの中では、国税庁としては、例えば指摘をしたことそのものは公表することをしていないというふうにおっしゃられていたと思いますけれども、それでよろしいでしょうか。

○西江政府参考人 お答えさせていただきます。個別にわたる事項でございますので、守秘義務の関係上、具体的な答弁は差し控えていただきます。

○泉(健)委員 そうすると、道路公団さんにもう一度お伺いしたいんですが、例えば脱税のようなケースで指名停止をするというのは、どのようにしてその情報を知り得て指名停止に至るということになるんでしょうか。

○奥山参考人 お答えします。脱税等について具体的にちよつと把握はしていませんが、先ほど申し上げました内規に従いまして、例えば政治資金規正法も禁錮以上の刑というのを書いてございまして、今後、同社の代表役員等が公訴を提起された場合等においては、これを承知しまして、私どもで内部で厳正な措置をするということになるかと思っております。

○泉(健)委員 そうすると、この日本道路興運の所得隠し、発覚をしました。道路公団としては何かそういった処分等はされましたか。

○奥山参考人 お答えします。先ほど、ことしの一月十四日に新聞報道で承知したというふうに申し上げましたが、直ちに、翌十五日に、会社の代表者に対して日本道路公団との契約に關しまして事実確認を行ったところでありまして、今回の追徴措置等々所得隠しの問題と私どもの契約等の関係では無関係であるというふうな回答を得ております。

また、車両管理業務に關しましての確認の状況でございますが、履行確認につきましては、契約書において、業務の実施状況を詳細に記載しております車両管理確認日誌がございまして、これを、当該日の翌日に、毎日提出していただくことになっております。したがって、これを見まして、JHが、私どもが指示しました業務内容とその日誌の内容を確認することによって、業務内容の確実に行われることを確認しております。

今回、現時点においてはこれが誠実に履行されているということでございます。現時点では、JHが契約書に基づいて契約の停止等の措置をする事由は発生していないと考えております。

なお、今後、同社がJHの契約に違反するといふような行為が明らかとなった場合には、公正かつ厳正に対処してまいりたいと考えております。

○泉(健)委員 こういうケースが出てきている中で、業務は適正にやっているかもしれないが、反社会的な行動をしている、そして、使途秘匿金を明かそうとしないという実態があるわけですね。そういったことに対して、道路公団がやはりちゃんとした厳正な処分をすべきではないかなというふうに思います。

それは三菱の問題でも、ちゃんとそれぞれの省庁が、例えば入札停止すとか車両の買い取りというところについて、相当な期間、控えをされていたりするわけですから、道路公団というものもそういうことがあつてしかるべきだろうというふう

に思いますし、もしそれがちゃんと行われていないような状況があれば、そこら辺に何か、今後とも追及をしていかなければならないというところもあるように感じます。

とにかく、官房長官、きょうは、せっかくお越しをいただいた、いろいろとほかの問題も扱いたかった、前向きな問題も扱いたかったわけですが、やはり不透明な部分が多過ぎることが第一点。そして、それを御自身で説明しようとなされていまいというこの姿勢がやはり大問題だというふうに思います。そして、この問題を御自身で説明されるなり、あるいは周囲から説明をされたときに、もし何か問題があれば、やはりそこはしっかりと身を処す。何でもかんでも個人の問題だというふうに最近言われがちですけれども、外から見れば、最初に言いましたが、完全にこれは合わせわざで一本ですよ、とらなければならぬ。そういうことをお忘れいただきたくないというふうに思います。

また、今後とも、党としてこの問題は追及をしていきたいと思えます。

どうもありがとうございました。

○山本委員長 次に、中山義浩君。

○中山(義)委員 きょうの新聞記事で、北朝鮮の方で首相が来ないと子供は帰さない、こう言ったから自分が行ったんだと総理は言っているんですね。これは田中直毅さんか何かと会食してそういう発言をしているんです。

もともと拉致というものを官邸はどうとらえているんですかね。これは、国家が日本人の主権を侵して、ある人間を誘拐したという犯罪ですよ。犯罪者の要求が、総理が来なければ子供は帰さない。これにまんまと乗って行ったというのが、まず大きな問題点があると思うんです。

しかし、それ以外にも、なぜこの時期を選んだのか。きのうの我が鳩山由紀夫前代表も、単なる政治ショーじゃないか、この時期に、余にも計画がしっかりとれていない、稚拙なことだったとしても、我々が向こうに要求するならわかります

よ、向こうは犯罪なんです。ところが、こちらからお土産を持っていったり、そういうふうにとられがちなあのショーは一体何だったのか、こう思うわけですが、総理が行くのは向こうが要求したんですか、本当に。総理が来なければ子供は帰さない。これは事実ですか。

○細田国務大臣 きょう、夕食をとりながらいろいろな方と談笑されて、その中でそういう話があったというのを、外で、出口で記者団に語った人がいたようでございます。しかし、私ども総理のそばにいて、断じてそういうことはございません。

つまり、総理は、本当に第一回の会談以降、一年八カ月というものの、事態が一向に進展しない、五人の御家族の八人の方も帰ってこない、そして安否未確認の方もはつきりしない、そういう中で、しかも、核、ミサイルの問題も前進しない。ここで自分は、やはり訪朝して、金正日氏、国防委員長が本場にリーダーシップを持って責任ある判断のできる唯一の人物であろうから、自分が直接話をしたいという思いがあったということだと思います。

特に、この一年八カ月、帰られてから七カ月の間ですけれども、親子がばらばらに過ごさざるを得なかった、夫婦がばらばらに過ごさざるを得なかったという点については非常に痛めておられることは事実ですが、やはりアジアの平和のために日本と北朝鮮の関係がよりよくなっているかなければならない、対話と圧力とかいろいろなことがありながらも、そういう基本的な考え方があったと思います。

○中山(義)委員 私は、一つは、なぜこの時期に行ったのかということの問題にしたいんですね。参議院選挙の前。しかも、年金でいろいろ自分にも未納や未払いがあった。こういうような問題から、または、我が党の選挙の一番始まるころに小沢さんの名前が挙がった、そのときに記者会見をやった。すべて、何かこの時期に合わせたような、こんなときに合わせる必要はないじゃない

ですか。本来、外交というのは、内政に使うものじゃないんですよ。我々の党の選挙になんて関連ないことですよ。本来であれば、もっともっと大きく考えてもらいたい。

今、何とかしたいという気持ちはわかりました。だから山崎さんや平沢さんが行って、そういう二元外交もやったんですか。私は、福田前官房長官も、おやめになったときに、何かわからないけれども変な理由があったんだらうと思う。一つは年金の問題がありました。ほかにも、二元外交みたいなことをやったら、官邸だって私はおかしいと思う。

細田長官、細田長官のわからないところでもし外交ルートがあつて、ほかに行って、こういうことがあつたら不愉快でしょう。何か二元外交のにおいがするわけですよ。しかも、ソフトボールの大会が何かで山崎さんは、二十二日の日の朝、きょうは八人帰ってくると言ったそうですよ。あともう一人帰ってくる言ったそうですよ。あと言った。そういう記事が現実に出ているんです。こういう二元外交をやっている、現実にはべらべら外へしゃべる。日本の国がおかしくとられませんか。

この間、理事の方がいい話をしていて、私たちがここでしゃべっていることも全部相手を知っていると言っている。そんなの、自由主義国家では当たり前ですよ。日本の国だって、ほかの外国の国がどういふ発言をしているか、議会がどんなことを言っているか、こんなのをとるのは当たり前のことでありまして、我々の言っていることと何が向こうに伝わっていることはもちろん。だからこそ、正式に、いろいろな声がなくて、一元的にしっかりとやる外交が必要なんじゃないでしょうか。

今回のこの二元外交で、大連で決めた話が今回のこの政治ショーにつながったと私は思うんですが、その辺はいかがなんでしょうか。

○細田国務大臣 山崎前副総裁、そして平沢議員が接触したということについては、政府は全く関与しておりません。議員の思いで、何とか自分の力で解決したい、それをまた紹介、仲介する人がおられたということではなからうかと思えますけれども、したがいまして、どうも八人が帰ってくるんじゃないかということについても事実と違つたわけではございません。

そして、二元外交云々ということについては、政府は絶対にとらない。まずは外交ルートできっちり調整をし、その上で訪朝するということがございますが、ただ、今回の総理の決断は、どうも実務ルートだけでは十分簡単に解決しないなと。ですから、自分で行って直接話し合いたいという思いが強かったとか、だからに言われて向こうへ渡つたというようなことはございません。

○中山(義)委員 つまり、外交というものと内政というものといういろいろ知っているわけですよ。こちらの国会のこともいろいろ知っているわけですよ。そうすると、年金のことで大分自民党はやられているな、いろいろ総理の問題も出たな、総理もそのいろいろな問題点を解消するために外交で一発勝負しよう、こういうことで来たんだと相手かと思つたら、相手は足元を見ているわけですよ。日本の総理ですから、我々の代表ですよ。その総理が、大体、外務次官が迎えに来て、何かそういうところから軽く見られているというふうな報道がされているわけですね。初めから喜んで小泉さんが参議院選挙を目当てに来ているという、そんな足元を相手に読まれている可能性だってあるんですよ。

そこで、ちょっと山崎さんに聞きたいんですが、本来だつたら杉浦さんが行くべきなんです、山崎さんが行ったのも、改選期だからということで行ったのかという新聞記事が出ている。私が言っているんじゃないですよ、新聞記事がそう言っている。悪口でも何でもなし、そういう客観的事実を言っているわけではございません。

すべてが、この大事な外交の問題が選挙に使わ

れたり内政に関与しているとすると、それはもちろん外交と内政は一緒かもしれない、しかしそれが、選挙という直前で支持率を上げようなんという、そんな気持ちで拙速にこれをやられたらたまりませんよ。我々だって、拉致の問題に対しては、もう煮えたるように頭にくっていることはうんとあるわけですよ。そういうことに対して、何か選挙に使われたのでは私は困ると思うので、その辺、答弁をしてください。

○山崎内閣官房副長官 お答えをいたします。

このたびの日朝首脳会談に際しまして、私が総理とともに訪朝に同行させていただきました。この問題と参議院選挙は全く関係がない、私はこのように思っております。

御案内のとおり、拉致問題は、我が国民の生命と安全を守る大変重要な課題でございますので、私も官房副長官として総理を支え、官房長官を支え、杉浦副長官とともにこの拉致問題の解決に全力で尽くしてまいりますし、今日までもそのような気持ちで努力をしてまいりました。

なおまた、役割分担でございますけれども、どのような分担でこの問題解決に適切に対応できるかというようなことも、総理以下、官房長官、杉浦副長官とも相談のもとで決まったものでございまして、何ら問題はない、このように思っております。

以上です。

○中山(義)委員 そこで、山崎さんの自己評価ですが、今回、山崎さんも訪朝して、もう今度の選挙はこれで安泰だ、大変効果があった、このように評価されていきますか。今、北朝鮮を再訪したことについては、評価はいろいろ分かれていますが、ただけども、これはすごくすばらしい評価だった、こう思いますか。まず、それを一応聞かせてください。

○山崎内閣官房副長官 なかなか難しいお答えになろうと思いますが、参議院選挙だけとらえますと、選挙はすべていつも初めてでございますから、新たな新たないわゆる信託を受けるわけでありま

すから、それはその人なりに、そういったことも考えず、ただ政治活動に邁進した結果が国民、国民の皆さんから評価をいただけるもの、このように思っておりますので、先生に申しわけありませんが、そういうことは当たらないと私は思っております。そういって、そこをございします。

○中山(義)委員 私たちは、どちらにしても、参議院選挙前にやったということは、何か支持率が少しずつおちてくると北朝鮮へ行くというものがどうも今までのやり方でございしますから、また同じようなことを考えたのかなと思つたわけですが、

そこで、今回の評価ですが、一番最初に拉致議連の方や拉致家族の方とお会いしたのは細田さんです。どういふような、まあ怒号の中で説明をしたというような新聞記事になっていますが、恐らく細田さんが一番感情的にあのときの拉致の家族やまたは拉致議連の怒りをまともに受けたんですよ。私は本音だと思えますね。つまり、よく物を考えないうちに感情的に、何やってるんだ、この交渉は、本当に拉致の安否や何かこういふことを真剣に論議してくれたのか、特定失踪者のことはどうしたんだろうか、こういうような問題も一番受けたと思うんですね。その感想を述べてください。そのときの状況をつぶさに話してもらいたい。

○細田国務大臣 第一報を受けたときには、蓮池さん、地村さんの五人の御家族は御帰国になることが決まった。そして、ジェンキンスさんとお嬢さん、この三人については、総理がいろいろな意味で説得をされ、結局、第三国でお会いになってまた今後のことをいろいろお話をされるということになった。そして、例えば十人の安否未確認の方については、金正日氏が、白紙状態に戻して、今後、一生懸命、積極的にこの問題に対応していくということをやったわけでございます。そのことを率直に申し上げましたが、決して家族会の方々と関係の皆様方は御納得をされず、それでは意味がないではないかというおしかりを非常に私

は直接いただきました。

そして、そのお怒りを、これはもう交渉しておつて、その後に発表をして、そして帰国の途につこうとしておりましたから、総理にきちっと報告いたしまして、そして帰国されてから直接お話をされるということになりましたので御相談したところ、もうマスコミのカメラとか皆さん入っていただいて結構だ、すべての方に思いのたけをおつしやつていただいて結構だと。自分としては、この問題についてはできる限りのことをやっております。紙に戻して今後努力をするんだ、そして向こうも了承したんだということを確認したのであるからというところで、説明をするからということで、私の総理が説明されたわけでございます。

私も、この十人の安否未確認の方々を初めとする皆様方の思い、三十年以上にわたりましてさまざまな御苦勞になった方々を思いまして、非常に胸の痛む思いがしましたけれども、やはり、一つ一つは手順ということもございします。いつもこの八人の問題でいけば問題がつかえて、次の問題についてどうも進みにくいということも事実です。今までは、これは処理済みだといってすべての発言を受け取らなかったわけでございますから、これが、白紙に戻して取り組んでまいるといふ、直ちにに取り組むということでございますから、このことは政府として本当に一生懸命皆様方のお気持ちを体して取り組むべきである。また、関係者の皆様方のお怒りも、そこをしっかりとやれというふうにも受けとめさせていただいたわけでございます。

○中山(義)委員 ちよっと今、発言で気になるところがあったんです。前へ進まない。前へ進めるといふことは、拉致の問題が解決しなくても正常化交渉はやるのか、または、よく、平壤宣言がちゃんと履行されていけば正常化交渉をやるとか、または、人道支援についても拉致の問題とは別問題だからこれは二十五万トンを渡すんだ、こういう話なのか。その辺の整理がよくわからないんですね。

それで、細田長官の言っていることと総理の言っていることは若干ずれているんです。細田長官の言っている方が厳しいと思うんですね、言っていることは。正常化交渉というのは、拉致の問題、特に安否の問題が解決しない限りは前へ出ない。

こなんですが、前進しないと言われども、これは相手が、日本の国へお子さんたちを帰す方法であるとか、または安否の問題であるとか、しかしこちらに提示するのが筋でありまして、向こうは誘拐なんですよ、ある意味では。犯罪なんですよ。日本が言いなりになって、日本が条件を出してやるんじゃないかと、向こうが処理をする問題なんです、本来は。そういうところで、前進というの、そういう犯罪を認めることなのか、犯罪があつても当然だと思つていいのか。これは大変なことですよ。この辺は、内閣としてもはっきりしてください。

経済制裁のことにはまず限定しますが、じゃ、経済制裁も含めて、その前進というのは経済制裁がなくなるのか。または、さっき言った、二つあります。一つは、経済制裁と同時に人道支援という問題。それから、正常化交渉というのはやれば前へ進んでいくのか、そのためには拉致の問題、安否の問題、この問題は絶対に避けて通れないのか、それともそれがなくても前へ進むというのか。この辺、はっきりしてください。

○細田国務大臣 基本的な政府の考え方は、きのう、きょうと小泉総理が衆参両院の本会議で述べておりますので、そのことは総理のおっしゃるとおりでございます。

そして、その中身は何かといいますと、拉致問題に関する専門の幹事長会が昨年七月に確認した基本方針に従いまして、帰国された五名の拉致被害者の御家族の速やかな帰国を実現し、その上で再開された正常化交渉の中で安否不明の真相究明も行っていく方針だということ。そして、今回、五名の帰国が実現した。残る三人の御家族については、御本人の意向もあり帰国は実現しなかった

が、これについては、今後、第三国における再会を実現すべく調整していくことが双方一致した。そして、この会談を踏まえ、しかるべき時期に日朝国交正常化交渉の再開に向けて調整を行っていく。今次、総理訪朝に際しては、北朝鮮が安否不明者の真相究明についても再度着手する旨約束しており、政府としては、その進展も見つつ、必要に応じて国交正常化交渉の中でも真相究明を強く求めていく考えである。いずれにせよ、政府としては、国交正常化が実現されるに当たっては、その真相究明が行われることが必要である。

これが公式見解としてきちつとまとめたことではありません。

私は、新聞記者等会見のときにも言っておるんですが、金正日総書記・国防委員長が白紙に戻して直ちに取引組んで究明をすると言っている以上、そのことが誠実に進まなければ、私はその約束が食言になっておると言うことがあり、と思っています。

他方、国交正常化交渉というのは、過去の問題やら、もう幅広いわけです。そして、核の問題もミサイルの問題もございまして、そういった中で国交正常化交渉に着手すると、全部が、何か経済協力が進んだり、あるいはもうそのほかのことは放置するというような、そういう意味合いでは言われておりません。したがって、そういった話し合いの場もまた、その十人の方や、その他の方々の帰国に資するものと当然思っているわけございまして、その点の意をお酌み取りいただきたいと思います。

○中山(義)委員 私、総理が、行く前と帰ってきたから、ちょっと言うことが変わっていると思うんです。でも、私たちが今聞き取ったのは、国交正常化と両者が何か並行していくようなことがあると思うんです。

僕は、山崎さんの新聞記事でも、どうも交渉が向こうペースで進んでいたという記事が書いてあるんですよ。最後に席を立つて、ジェンキンスさんのことは総理が説得しろというような形で席を

立つてしまったと。これもそういうふうに、どこかの新聞からわからない、スポーツ何とかと書いてありますが、それに書いてある。こういう記事を信用するしかないか別にして、山崎さんは、やはりどつちかといえど向こうペースで行われたというのは、この新聞でも若干書いてあるわけですね。ですから、今まで言っていたことと総理が変わったというのは、向こうの交渉にうまくやられて、正常化交渉も拉致の問題も並行していきますよ、こういうふうにならざるを得ないわけですか、こう思うんですが、山崎さん、近くにいてどうですか。

○山崎内閣官房副長官 いろいろな新聞、いろいろなことをお書きになっておられるようでございしますが、私といたしましては、今回の首脳会談において、拉致、核ミサイル、こういった日朝間の諸懸案につきまして、包括的に北朝鮮側と前向きな対応を強く総理は求めてまいりました。その結果、私は、かなりの成果をおさめた、このように実は思っております。

拉致問題につきましては、小泉総理から、拉致問題、この問題に強く、特に強く強調させていただきたいと思いますが、働きかけを行われしました。その結果、拉致五名の家族の帰国も含めて一定の前進も見られておりますし、なおまた、核問題等についても、完全な核廃棄、また、朝鮮半島の非核化、こういった問題にも、これは最終目的であるというような言質もとっておりますし、六者会合を通じて平和的解決に努力を期したい、こういうふうに金正日国防委員長も申し上げておるようでございます。

したがって、今申し上げましたように、金正日ペースで進んだというようなことは、私は全く考えておりません。

○中山(義)委員 新聞によると、主導権は北朝鮮に握られていたということいろいろの方が発言しているわけございまして、文書を交わしたり何か担保をとってやっていないことは、すごく心配なわけですよ。やっぱり、期限を切って、いつからやるのかとか。

例えばこういう話もありますよ。向こうに連れ去った、要するにこちらの調査員が行って、犯罪国家と一緒に調査するといったって、そんなことおかしな話だということ、前、安倍さんが言っているんですよ。これは細田さんも大体同じような見解で、かなり厳し目の話だったんですよ。でも、総理が帰ってきてから何か少し修正されているんですよ、随分。

私どもは、鳩山さんも質問しました。どうも、言っていることとあの中で論議されたこと、論議されたことを知っていても言わないんじゃないか。現実に向こうで話をしたことをそのまま家族に話したら危ないですよという注意を、細田さんが早目に総理と会って話をし、こういうふうな修正されたのかもしれないという、そんなようなことも考えた方がいいですよ。恐らく日朝でやったこととがそのまま表に出てきていないわけですね。どういうふうに言ったかはわからないわけですよ。朝鮮語を日本語に解釈する、ハングルを日本語に解釈する、その解釈の仕方も違うし、非常にこれは微妙な問題で、後で禍根を残す問題だと思えますよ。

だから、つきりその辺は、平壤宣言と、それから正常化交渉と、拉致問題と、それから人道支援と、幾つかあるわけですよ。これは、しっかりと整理したものを出した方がいいと思いますよ。この点については、こういうふうな話をした、この点については、こういうふうな話をした、そういうものがはつきり出てこないんですよ。次の日、また二十四日の日にちよと修正されてみたり。その辺で、細田長官、何を話してどうやったのか、はつきり統一した見解をひとつ出してもらいたいんですよ。これはお約束していただけないか。

委員長、これは表に出していただけないか。一つは、ジェンキンスさんの問題ですね。それからもう一つは、安否不明者の再調査をどうやってやっていくんだ。それから、経済制裁というのは、あくまでもこれは拉致の問題が終わってからの、拉

致が解決したらやるのか、それとも、拉致が解決しなくても経済制裁は発動しないのか、そういう問題なのか。それから、食糧支援の人道支援についても、拉致の問題とは全然切り離して、これは人道支援なんだからいつでもやるんだと言っているのか。それから、正常化交渉の進め方も、拉致の問題とは切り離して考えているのか。この辺、はつきりしてください。我々にはそこがすごくわかりにくいので、ぜひ委員長、理事会で検討して、そういう資料を出してください。

なかなかこれはわかりにくいと思うんですが、長官、どうですかその辺は。

○細田国務大臣 衆参両院の本会議で総理がきちつと申し上げたことが見解でございます。それが全体の関係をあらわしていると思えます。

ただ、私は、重ねて何度かいろいろな場面で申し上げておりますが、いわゆる安否不明の被害者十人の問題については、総理が直談判で強く主張をされて、そして、もう解決済みの問題だといつて一顧だにしまった一年七ヶ月、いろんな証拠を出し、百五十項目も出してナンシのついでに彼らが反応してきたこの問題について、白紙にして再調査を行うと約束したわけでございますから、このことは約束でございます。

か言わないとかという話で後ではごにされたら、これは大変な問題だと思ふんですよ。何でそういう担保をとってこなかったんでしょうか。

やっぱり拉致家族の皆さんからすれば、当然、では期限はいつまで切ったのかとか、いろんな話が出てきますよ。そういう面では、この点についてはこういう交渉をすぐ、一月月たつたらやるとか、はっきりしてもらいたいということをやっているんですね。

○細田国務大臣 家族会の皆様方が、私が最初に報告したときも、あるいは総理が報告をされ質疑をしたときも、本当に思いを直接ぶつけられて、これではだめじゃないかというおしかりを受けたわけでございます。そのお怒り、憤りというのは、私も率直に受けとめ、また、よく理解をしておるわけでございます。だからこそ総理は非常に強く交渉したわけでもあり、そして、重ね重ね申しますけれども、向こうの態度が変わった。

それから、五人の問題も、国民の皆様方がそれでもよかったというのには、もう親が迎えに来て、しかも、本人が、わかりました、日本に行きましようと言わなければ絶対にだめだと言っていたわけでしょう。それがこのたびは、もう親は来なくても、君たちは、五人はもう命令だから日本に行きなさい、理由はないと、そこまで態度が変わっているわけですよ。これは、議会のさまざまな法案とかそういうものと関係していると思ふんですよ。

したがって、私は、そのときに、今後の問題として皆様方に團結しておっしゃっていただきたいことは、わかった、あなたはそういう約束を取りつけてきたんだ、これからもう一手一手詰めていくように相手国とちゃんとやってほしい、そういうことを言っていただき、かつ、政府もそのつもりでやりますから。この問題を全部放置して、いや、もうこれで日朝国交正常化が成りましたとなるわけがないんですよ。

ただ、直接リンクさせなくても、この問題は国民的課題でありますから、一人一人の問題について

て、しかも何人もおられますから、しっかりと交渉をしていかなきゃならない。それに、もちろん曾我さんの問題も重要でございます、そして核も拉致もあるわけですから、その点の誤解はないように、かつ、むしろ前向きに、皆さんも我々に強くおっしゃっていただきたいと思ひます。

○中山(義)委員 そこで、カードは何なのかという点、やはり経済制裁なんですよ。彼らが一番怖がっているのは経済制裁なんですよ。この経済制裁のカードを捨てちゃったら、えらいことだと思ふんですよ。今言つたように、担保がない、本当にやるのかどうかわからない。これは、我々が握っているのは経済制裁しかないんじゃないですか、実は。このカードを捨てたら、今回の交渉は絶対失敗ですよ。はっきり言つて、我々党としては、経済制裁を、このカードを切らないと言つた総理は、大変大きな問題があるし、この責任はとつてもらいたいと思ふんですよ。

我々だって、日米安保も、我々がどうしてもイラクに行くのに協力するとかこういうのは、日米安保条約の中で、北朝鮮がひよつとしたミサイルに核弾頭を載つけて撃つてくる、こういう可能性があるから、そのときは守つてもらいたい、こういう思惑が日本にあるわけですよ。だから、彼らは、核というのはある意味ではカードなんだよね。そのくらい、やはりそれぞれの国が、おれたちはこういうものを持つておるんだぞというおどし、ああいう国はそういうおどしで日本に圧力をかけてきたわけですよ。日本が、今言つたすべの、これもしなきゃいけない、あれもしてもらふというのであれば、このカードをしっかりと持っているべきだと思ふんですよ。

私は、外為法の改正も、今回の特定船舶入港禁止法案も、これは絶対にカードとしてつくらなければ、今言つたように、約束はした、彼らの言質をとつた、言質をとつたつてやりませんよ。日本に何がカードがあるんですか、そんな全部切っちゃつたら。だからこそ経済制裁というのは一番大きなカードなんです。

この点については、はっきり明言してくださいよ。カードを切らないなんということを言つたら、これは大変なことですよ。今後も総理は、その責任は大変大きいですよ。こんなこと、もし総理が言つたことを我々が認めたなら、国会の恥ですよ、立法府の。これ、長官、どういふふうに答えますか。

○細田国務大臣 この点については、昨日、小泉総理が答弁しておりますね。これをもう一度ちよつと申します。

非常に内容、含蓄のある言葉がありまして、「日朝平壤宣言は、日朝双方が日朝間に存在する諸問題に誠意を持って取り組むとしています。政府として、北朝鮮に対し、拉致問題の解決に向けた前向きかつ誠意ある対応を促していくため、その時々、最善の方策をとっていく考えですが、いずれにせよ、日朝平壤宣言の精神に従つた取り組みがなされようとしている現時点において、拉致問題を理由として北朝鮮に對しいわゆる経済制裁を發動する考えはありません。」という言い方をしておられるわけでございます。

したがって、いろいろな前提がありますね、前提が崩れるのか、前提がそのままどどん順調に進むのか、これによつて判断するという含意はあると思つております。

○中山(義)委員 いや、この平壤宣言には、拉致の問題をしつかりそこに書いていないんですよ。だから、拉致がないがしろにされる可能性があるというのを我々が指摘しているの、本来は、日本の国家は拉致という国家の犯罪を絶対認めない、これを解決しない限りは前へ進まないと言はずだったんですよ。今回、何か知らないけれども二元外交でどどん話が進んじやって、選挙前に拙速にこんなことをやつて、経済制裁はしないとか、平壤宣言に基づいてあれば食糧支援から何でもやるようなことを言つちやつたのなら、大変な問題です。

それと、私たちは拉致の問題ということを再三言つているし、拉致家族の人たちは、平壤宣言に拉致の問題が深く刻まれていない、ちゃんと書

いていない、こういうふうと言っているんですよ、みんな。だから、拉致の問題を解決しなくても、平壤宣言さえ守れば国交正常化を進める、経済制裁はしない、人道支援もする、これじゃ向こうに全部持つていかれちゃつて、こつちは何ももらつていないじゃないですか。

交渉そのものは大体、普通は五分と五分。しかし、向こうは犯罪を犯しているんだから、向こうに非があるわけですよ。それなのにこんなことをやつて、経済制裁をしないというふうなことを、平壤宣言が守られればという前提がついたとしても、拉致の問題を捨てたのと一緒ですよ、これ。大変な問題ですよ。私たちは、これはある意味じゃ国家に対する背信行為だと思ひますよ。これはとんでもない問題だと思ひますよ。

これ、官房長官、ちよつと答えてください。

○細田国務大臣 拉致の問題については、これから白紙の立場に立つて徹底的に調査をするんだというのを向こうは首脳会談で約束しているわけですよ。この約束は約束でございますので、このことは今後とも徹底的に向こうに伝え、また具体的な要求を積み重ねていかなければならないと思つております。また、そのことが行われないような交渉になるはずがないと思つております。

○中山(義)委員 いや、なるはずがないつて、今までそう思つて取り組んできた国家ですが、そうなんつちやうこともあるわけですね。今までだつてやはり、この拉致家族だつて、何回だまされたの、あなたにはブラインドがあるのか、こういうふうな増元さんの意見なんかもあつたわけですよ。

私たちは、やはりこの国家とおつき合ひするためには何かのカードがなきゃだめだ、それは経済制裁だと言っているんですよ。だから、自公の皆さんと我々も修正論議をして、そして今度の特定船舶というものを今やろうとしているんですよ。そういうカードがなきゃ守られない相手だということ、我々は主張しているんですよ。本当にこういうことを一つ一つ解決していかないと大変大きな問題があると思ふんですよ。

ですから、ジェンキンスさんの問題も、怖いのは、向こうは三人がかりでお母さんを口説いて、私、お母さんを連れていかないと国へ帰ったらえらい目に遭っちゃうんだ、私たちはちやうどどこかの収容所へ入れられるようなことになるかもしれないなんて、これはあくまでも仮定法ですから、私が推測したことですが、そんな議論をされて、またそんな説得をされてやられたらどうなるかという不安は常にあるわけです、我々に。

本当に、ジェンキンスさん初めあと二人の娘さんが帰ってこれるかどうかが、僕は非常に疑問だと思ふんですね、そういう面では。だから、本来は命令で、命令して、日本へ行きなさい、これしかないわけですね、はつきり言つて。

ただ、拙速にやつていますからね、日米のどういう、アイ・ギャランティーとか言つたそうですが、そういうのを書いたりして相手に見せたとは言つていますが、果たしてこれはアメリカとの話し合いだつてしつかり済んでいないし、とにかく拙速だと思ふんですね。

経済制裁をしないと云つたことは、全くこれは大きな大罪ですよ、ある意味では。では、あれですかね、経済制裁をしなければ、子供、あとジェンキンスさんも帰すよとか、安否の方やよとかと、山崎さん、確認をするわけですが、経済制裁しなければもつという条件出すよとか何か、その会談中であつたんですか。その辺、ちよつと確かめたいんです。

○山崎内閣官房副長官 そんなことは全くありませんでした。

○中山義委員 ないのに、こつちからそのカードを捨てちゃうようなこと、何でもこんなばかんなこととをしたんですか、これ。総理として大変な問題ですよ。本来だつたら退陣してもらいたいくらいですよ。いや、大変な問題だと思ひますよ。(発言する者あり) いや、カードは、本人が経済制裁しないと云っているんですから。(発言する者あり) 前提があるけれども、それは、平壤宣言には拉致問題が入っていない、そうはつきり言つてい

るじゃないですか。何擁護しているんですか。日本人だつたら、この際、やはり日本人として怒りを持たなきゃだめですよ。相手は犯罪国家なんですから。その犯罪国家になめられていいんですか。日本はそんな国家じゃない。尊厳のある国家ですよ。(発言する者あり) あなたになんか質問していい。

そういうことで、答弁をもう一回お願いしたい。本当に、この経済制裁というのをしないとしたら大変なことですよということを再三言つていので、経済制裁はあるんだと言つてくださいます。もしないとしたら大変ですよ、これ。あると言つてくださいます。

○細田国務大臣 日朝平壤宣言を遵守している限りにおいて、その精神にかんがみ、日本側としてはいわれる制裁法を發動する考えはないと伝達しましたが、これはあくまでも、北朝鮮側が、互いの安全を脅かす行為をとらない、国際法を遵守する等、日朝平壤宣言に従うことを前提に、我が方として現時点でいわれる経済制裁を發動する考えはないことを表明したものであります。

北朝鮮が平壤宣言に反し事態を悪化させる措置をとるような状況が仮に出れば、制裁措置も含め、政府として適切な対応について改めて検討していくことになる、これが基本的な立場であります。

○中山(義)委員 だから、さつきから言つていように、平壤宣言に拉致という問題が入つていいるんですかと聞いているんです。それがもし欠けているとしたら、拉致のラの字も書いていないんですよ、それがもしそのまま、平壤宣言を守つていいるという前提であれば、経済制裁の發動はしない。

核の問題でも、実はリビアに過去にブルトニウムを売つていいるとか、最近になつていいるような記事が出てきていいるんです。安倍幹事長でさえ疑わしいような発言をしていいるんですよ。おたくの党だつてそういう発言をしていいるんだから、やはり、経済制裁をしないと云うような言い方じゃなく

て、経済制裁はあり得る。それはもう、条件が平壤宣言を履行していか履行してないかじゃないですよ、いつでも経済制裁は彼らにはあり得るんですよ。そうしなきゃ、だつて、拉致の問題は彼らの国家の犯罪なんですよ。だから、ここは認識してもらわないと、大変大きな問題ですよ。はつきり僕は言つてもいい。

何回も言うようですよけれども、細田さんの見解または幹事長の見解なんか聞いていても、経済制裁はするから立法府でも今度出したわけですね、特定船舶の法律案を。だから、これは出したことと發動するかしないかは別だなんて総理は言つていられるけれども、どうしてもそこで後退するんですよ。

だから、私はさつき山崎さんにも聞いたんですけども、経済制裁をしないと云うと、何か見返りがあつてそこで何か約束したんじゃないだろうな、こういう発言を私はしたわけじゃない、まして、再度、経済制裁の發動はしないなんという言つていらないという言つてくださいますよ。

○細田国務大臣 まず、船舶法が今からかろうとしておりますけれども、これは国会の問題でありまして、国会の御意思に従う。政府は法律が通れば公布、施行する。ただ、その中で、發動するかどうかというのは政府の問題であります。そういう基本的な立場であることをまずもつて申し上げたいと思ひます。

それから、拉致の問題については、当然、両方で約束して、誠意を持つて対応するというのを首脳間で約束した重要な問題でありますから、これは、向こう側がどのように対応するかということとは非常に重大な問題であるということでございます。

ただ、国交正常化交渉との間では、総理が両院本会議で言つておりますけれども、この拉致の問題は安否未確認も含めて当然両政府で合意しておりますので、このことをもつて正常化交渉を一切やらなにかそういうことは言つていない。しかし、先ほど申しましたように、核、ミサイルその

他も含めまして全体的にこれは大きな影響があるというように、表現上は分かれておりますが、私は、実際の方針において、今委員の言つておられることと私どもが考えていることは余り大きな差異はないと御理解いただきたいと思います。

○中山(義)委員 本当に話し合いの状況を実況放送のように山崎さんから聞けば中のことは一番わかるんですが、それはまあ、国家的なもの、いろいろな秘密事項もあるかもしれません。しかしながら、あくまでも口頭で約束したことですね、話し合いで約束したことですよ。だから、それには担保が必要なんですよ。担保と、それを守らないと北朝鮮もえらいことになるよというものが必要なんです。それが経済制裁なんですよ。今後の約束が守られるかどうか、このカードを破棄したということが私たちは大変心配なんです。

そういう面で、参議院の選挙前に拙速に決めた、そんなあれで外交を内政に利用するようなことはけしからぬ、こう申し上げて、私からの質問を終わります。

○山本委員長 次に、内閣提出、参議院送付、道路交通法の一部を改正する法律案を議題といたします。

趣旨の説明を聴取いたします。小野国家公安委員会委員長。

道路交通法の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○小野国務大臣 ただいま議題となりました道路交通法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明いたします。この法律案は、最近における道路交通をめぐる情勢にかんがみ、放置違反金制度の新設、放置車両の確認等の民間委託その他の違法駐車対策の推進を図るための規定の整備を行うとともに、運転者対策の推進を図るための規定を整備すること等

をその内容としております。

以下、各項目ごとにその概要を御説明いたします。

第一は、違法駐車対策の推進を図るための規定の整備であります。

その一は、駐車に係る車両の使用者の義務を強化するものであります。

その二は、違法駐車行為をした者が当該違法駐車行為について反則金の納付をした場合を除き、都道府県公安委員会が放置車両の使用者に対し放置違反金の納付を命ずることができることにするものであります。

その三は、放置違反金を納付しない者及び繰り返し放置違反金の納付を命ぜられた者に対する措置に関する規定の整備であります。

その四は、警察署長が放置車両の確認及び標章の取りつけに関する事務の全部または一部を公安委員会の登録を受けた法人に委託することができることにするものであります。

その五は、警察署長が移動保管した放置車両の返還に関する規定等の整備であります。

第二は、運転者対策の推進を図るための規定の整備であります。

その一は、自動車の種類として、新たに中型自動車を含めるものであります。

その二は、運転免許の種類として、新たに、中型自動車免許、中型自動車第二種免許及び中型自動車仮免許を設けるものであります。

その三は、運転免許の欠格事由及び運転免許試験に関する規定の整備であります。

第三は、暴走族対策の推進を図るための規定の整備であります。

その一は、共同危険行為等の禁止の規定の整備であります。

その二は、騒音運転等及び消音器不備に対する罰則規定の整備であります。

第四は、大型自動二輪車等の運転者の義務に関する規定の整備であります。

その一は、二十歳に満たない者または大型自動

二輪車免許もしくは普通自動二輪車免許を受けていた期間が通算して三年に満たない者は、高速自動車国道等において運転者以外の者を乗車させて大型自動二輪車または普通自動二輪車を運転してはならないことにするものであります。

その二は、警察官が大型自動二輪車等乗車方法違反をしていると認めた場合における危険防止の措置に関する規定の整備であります。

第五は、その他の規定の整備であります。

その一は、自動車等を運転する場合における携帯電話用装置等の使用等に対する罰則規定の整備であります。

その二は、飲酒検知拒否に対する罰則を引き上げることとするものであります。

その三は、交通安全対策特別交付金に係る国への返還及び国の報告徴収の規定の廃止であります。

なお、この法律の施行日は、交通安全対策特別交付金に係る国への返還及び国の報告徴収の規定の廃止については公布の日、警察署長が移動保管した放置車両の返還に関する規定、暴走族対策の推進を図るための規定等については公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日、大型自動二輪車等の運転者の義務に関する規定については公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日、違法駐車対策の推進を図るための規定については公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日、運転者対策の推進を図るための規定については公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日としております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同賜らんことをお願いいたします。

○山本委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

次回は、来る六月二日水曜日午前八時五十分理事會、午前九時委員会を開会することとし、本日

は、これにて散会いたします。
午後三時四十分散会

道路法の一部を改正する法律案

第一条 道路法（昭和三十五年法律第五号）の一部を次のように改正する。

第四十四条及び第四十五条の付記中「第百十九條の二第一項第一号」を「第百十九條の三第一項第一号」に、「第百十九條の三第一項第一号」を「第百十九條の四第一項第一号」に改める。

第四十七條の付記中「第百十九條の三第一項第四号」を「第百十九條の四第一項第四号」に、「第百十九條の二第一項第二号」を「第百十九條の三第一項第二号」に改める。

第四十八條の付記中「第百十九條の二第一項第一号」を「第百十九條の三第一項第一号」に、「第百十九條の三第一項第一号」を「第百十九條の四第一項第一号」に改める。

第四十九條の二の付記中「第百十九條の三第一項第一号」を「第百十九條の四第一項第一号」に、「第百十九條の二第一項第一号」を「第百十九條の三第一項第一号」に、「第百十九條の三第一項第一号」を「第百十九條の四第一項第一号」に改める。

第五十一條第一項中「とき又は」を「とき、又は」に、「場合」というを「場合」と総称するに改め、同条第三項中「所有者又は使用者」を「使用者又は所有者」に、「所有者等」を「使用者等」に、「執つた」及び「採つた」を「とつた」に改め、同条第四項第一号中「所有者等」を「使用者等」に、「執つた」を「とつた」に改め、同条第二号及び同条第六項中「採り」を「とり」に改め、同条第十項中「所有者等に対し」を「使用者等に対し」に改め、「その他当該車両を所有者等に返還するため政令で定める必要な措置を講じ」及び後段を削り、同条第二十一項中「から第十九項まで」を「第十項及

び第十二項から第二十二項まで」に改め、同項後段を次のように改める。

この場合において、第十項中「使用者」とあるのは「所有者、占有者その他当該積載物について権原を有する者（以下この条において「所有者等」という。）」と、第十二項中「前項」とあるのは「第二十四項において読み替えて準用する第十項」と、「知ることができない」とあるのは「知ることができず、かつ、当該積載物の所有者以外の者に当該積載物を返還することが困難であると認められる」と、第十三項中「前三項」とあるのは「第二十四項において読み替えて準用する第十項及び前項」と、第十四項中「第十一項の規定による告知の日又は」とあるのは「腐敗し、若しくは変質するおそれがあるとき、又は第二十四項において読み替えて準用する第十項の規定による当該積載物の所有者に対する告知の日若しくは」と、「費用」とあるのは「費用若しくは手数料」と、第十七項中「第二項、第六項又は第八項から第十三項までの規定による車両の移動」とあるのは「第二十四項において準用する第九項、第十項、第十二項又は第十三項の規定による」と、「運転者等又は使用者等」とあるのは「所有者等」と、第十八項中「運転者等又は使用者等」とあるのは「所有者等」と、第二十二項中「第十一項の規定による」とあるのは「第二十四項において読み替えて準用する第十項の規定による当該積載物の所有者に対する」と読み替えるものとする。

第五十一條第二十一項を同条第二十四項とし、同条第二十項中「第十一項」を「第十四項」に、「第十二項」を「第十五項」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第十九項中「第十項後段」を「第十一項の規定による告知の日又は第十二項」に、「第十一項」を「第十四項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第十八項中「又は」を「、又は」に改め、同項を同条

第二十一項とし、同条第十七項を同条第二十項とし、同条第十六項を同条第十九項とし、同条第十五項中「所有者等」を「使用者等」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十四項中「第十項まで」を「第十三項まで」に、「所有者等」を「使用者等」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十三項中「第十一項」を「第十四項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十二項を同条第十五項とし、同条第十一項中「前項後段」を「第十一項の規定による告知の日又は第十二項」に、「三月」を「一月」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十項の次に次の三項を加える。

11 警察署長は、前項の場合において、当該車両の使用人の氏名及び住所を知ることができないとき、その他当該使用者に当該車両を返還することが困難であると認められるときは、当該車両の所有者に対し、同項に規定する旨を告知しなければならない。

12 警察署長は、前項の場合において、当該車両の所有者の氏名及び住所を知ることができないときは、政令で定めるところにより、当該車両の保管の場所その他の政令で定める事項を公示しなければならない。

13 前三項に定めるもののほか、第九項の規定により保管した車両の返還に関し必要な事項は、政令で定める。

第五十一條の二第六項中「所有者等」を「使用者等」に改める。

第五十一條の三第一項中「同条第二十一項」を「同条第二十四項」に改め、同条第二項中「探る」を「とる」に改め、同条第六項及び第七項中「所有者等」を「使用者等」に改め、同条第十項中「第十四項まで、第十七項後段、第十八項及び第十九項」を「第十七項まで、第二十項後段、第二十一項及び第二十二項」に、「同条第二十一項」を「同条第二十四項」に、「第二十項」を「第二十三項」に、「に」を「に」に、「に」について、「同条第十四項」を「同条第十

七項」に、「同条第十七項後段」を「同条第二十項後段」に、「同条第十八項」を「同条第二十一項」に、「同条第二十項」を「同条第二十三項」に改め、同条第十一項中「第五十一條第十一項及び第十二項（同条第二十一項）」を「第五十一條第十四項及び第十五項（同条第二十四項）」に改める。

第六十七條の付記中「第二百二十條第一項第一号」を「第二百十九條の二」に改める。

第六十八條中「及ばず」の下に「こととなる」を加える。

第七十一條第五号の五中「限る」の下に「。第二百二十條第一項第十一号において「無線通話装置」という」を、「除く」の下に「。第二百二十條第一項第十一号において同じ」を加え、同条の付記中「第五号まで」の下に「。第五号の三」を、「同項第九号の三」の下に「。第二百二十條第一項第十一号」を加える。

第七十一條の二の付記中「第二百二十條第一項第六号」を「第二百二十條第一項第九号」に改める。

第七十二條の二第二項中「探る」を「とる」に改め、同条第二項中「探つた」を「とつた」に改め、同条第三項中「から第二十項まで」を「及び第二十二項から第二十三項まで」に改め、同項後段を次のように改める。

この場合において、同条第十項中「使用者」とあるのは「所有者、占有者その他当該損壊物等について権原を有する者（以下この条において「所有者等」という。）と、同条第十二項中「前項」とあるのは「第七十二條の二第三項において読み替えて準用する第十項」と、「知ることができない」とあるのは「知ることができず、かつ、当該損壊物等の所有者以外の者に当該損壊物等を返還することが困難であると認められる」と、同条第十三項中「前三項」とあるのは「第七十二條の二第三項において読み替えて準用する第十項及び前項」と、同条第十四項中「第十一項の規定

による告知の日又は」とあるのは「腐敗し、若しくは変質するおそれがあるとき、又は第七十二條の二第三項において読み替えて準用する第十項の規定による当該損壊物等の所有者に対する告知の日若しくは」と、「費用」とあるのは「費用若しくは手数料」と、同条第十七項及び第十八項中「運転者等又は使用者等」とあるのは「所有者等」と、同条第二十二項中「第十一項の規定による」とあるのは「第七十二條の二第三項において読み替えて準用する第十項の規定による当該損壊物等の所有者に対する」と読み替えるものとする。

第七十五條の付記中「第二百十九條の二第二項第三号」を「第二百十九條の三第一項第三号」に改める。

第七十五條の八第三項中「採られた」を「とられた」に改め、同条の付記中「第二百十九條の二第一項第二号、第二百十九條の三第一項第四号」を「第二百十九條の三第一項第二号、第二百十九條の四第一項第四号」に改める。

第八十一條第十一項中「又は」を「、又は」に改める。

第九十九條の三の付記中「第二百十九條の三第一項第五号」を「第二百十九條の四第一項第五号」に、「第二百十九條の三第一項第六号」を「第二百十九條の四第一項第六号」に改める。

第九十九條の四第一項第六号に改める。

第九十九條の三を第二百十九條の四とし、第二百十九條の二を第二百十九條の三とし、第二百十九條の次に次の一条を加える。

第二百十九條の二 第六十七條（危険防止の措置）第二項の規定による警察官の検査を拒み、又は妨げた者は、三十万円以下の罰金に処する。

第二百二十條第一項第九号中「第五号まで」の下に「第五号の三」を、「第六号」の下に「第七十一條の二（自動車等の運転者の遵守事項）」を加え、同項第十一号を次のように改める。

第十一 第七十一條（運転者の遵守事項）第五号の五の規定に違反して無線通話装置を通話のために使用し、又は自動車若しくは原

動機付自転車に持ち込まれた画像表示用装置を手で保持してこれに表示された画像を注視した者（第二百十九條第一項第九号の三に該当する者を除く。）

第二百二十條第一項第六号中「第五十五條（乗車又は積載の方法）第三項又は第七十一條の二（自動車等の運転者の遵守事項）」を「又は第五十五條（乗車又は積載の方法）第三項」に改める。

第二百二十三條中「第二百十九條の二第二項第三号、第二百十九條の三第一項第五号」を「第二百十九條の三第一項第三号、第二百十九條の四第一項第五号」に改める。

第二百二十六條第一項中「次の各号に」を「次に、すみやかに」を「速やかに」に改め、同条第三項中「行なわれた」を「行われた」に、「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条第四項中「第二百十九條の二又は第二百十九條の三」を「第二百十九條の三又は第二百十九條の四」に改める。

第二百二十九條第一項中「以内」の下に「政令で定めるところにより」を加え、「政令で定めるところにより」を削り、同条第二項中「公示して行なう」を「公示して行う」に改め、同条第四項中「すみやかに」を「速やかに」に改める。

附則第十六條第一項中「附則第二十一條」を「附則第十九條」に改める。

附則第十九條及び第二十條を削る。

附則第二十一條を附則第十九條とする。

附則第二十二條第一項中「第二十條まで」を「第十八條まで」に改め、同条を附則第二十條とする。

附則第二十三條第三号を削り、同条を附則第二十一條とする。

別表中「第二百十九條の二」を「第二百十九條の三」に、「第二百十九條の三第一項第一号」を「第二百十九條の四第一項第一号」に改め、「第五号まで」の下に「第五号の三」を、「第六号」の下に「第七十一條の二」を加え、「第十号

の二」を「から第十一号まで」に改める。
第二条 道路交通法の一部を次のように改正す
る。

第六十七條第一項及び第三項中「第六十六條」の下に、「第七十一條の四第三項から第六項まで」を加える。

第七十一條の四第三項を次のように改める。

3 第八十四條第三項の大型自動二輪車免許を受けた者で、二十歳に満たないもの又は当該大型自動二輪車免許を受けていた期間（当該免許の効力が停止されていた期間を除く。）が通算して三年に達しないもの（同項の普通自動二輪車免許を現に受けており、かつ、当該普通自動二輪車免許を受けていた期間（当該免許の効力が停止されていた期間を除く。）が通算して三年以上である者その他の者で政令で定めるものを除く。）は、高速自動車国道及び自動車専用道路においては、運転者以外の者を乗車させて大型自動二輪車（側車付きのものを除く。以下この条において同じ。）又は普通自動二輪車（側車付きのものを除く。以下この条において同じ。）を運転してはならない。

第七十一條の四第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 第八十四條第三項の普通自動二輪車免許を受けた者（同項の大型自動二輪車免許を現に受けている者を除く。）で、二十歳に満たないもの又は当該普通自動二輪車免許を受けていた期間（当該免許の効力が停止されていた期間を除く。）が通算して三年に達しないもの（当該免許を受けた日前六月以内に普通自動二輪車免許を受けていたことがある者その他の者で政令で定めるものを除く。）は、高速自動車国道及び自動車専用道路においては、運転者以外の者を乗車させて普通自動二輪車を運転してはならない。
第七十一條の四の付記中「第五項まで」を「第

六項まで」に、「第二百一十條第一項第九号」を「第一百九十九條の四第一項第五号」に改める。

第一百九十九條の三の付記中「第一百九十九條の四第一項第五号」を「第一百九十九條の四第一項第六号」に、「第一百九十九條の四第一項第六号」を「第一百九十九條の四第一項第七号」に改める。

第一百九十九條の四第一項第六号を同項第七号とし、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五 第七十一條の四（大型自動二輪車等の運転者の遵守事項）第三項から第六項までの規定に違反した者

第二百一十條第一項第九号中、「第七十一條の四（大型自動二輪車等の運転者の遵守事項）第三項から第五項まで」を削る。

第二百一十三條中「第一百九十九條の四第一項第五号若しくは第六号」を「第一百九十九條の四第一項第六号若しくは第七号」に改める。

第二百一十六條第四項中「第一百九十九條の四」を「第一百九十九條の四第一項第一号から第四号まで若しくは第二項」に改める。

別表中「第四号まで」を「第五号まで」に、「第七十一條の二又は第七十一條の四第三項から第五項まで」を「又は第七十一條の二」に改める。

第三條 道路交通法の一部を次のように改正する。

目次中「第九節 停車及び駐車（第四十四條—第五十一條の四）」を「第九節 停車及び駐車（第四十四條—第五十一條の四）」を「第九節の二 違法停車及び第四十四條—第五十條」に改める。

第七十條第四項中「第九節まで」を「第九節の二まで」に改める。

第五十條の二の前に次の節名を付する。

第九節の二 違法停車及び違法駐車に対する措置

第五十一條第一項中「次条第一項」の下に「及び第五十一條の四第一項」を加え、同条第三項から第五項までを削り、同条第六項中「第三項に規定する場合における当該車両については」を「第一項の場合において、現場に当該車両の運転者等がいなかったために、当該運転者等に対して同項の規定による命令をすることができないときは」に改め、同項を同条第三項とし、同条第七項を同条第四項とし、同条第八項中「第六項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第九項を第六項とし、第十項から第十二項までを三項ずつ繰り上げ、同条第十三項中「第九項」を「第六項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十四項中「第九項」を「第六項」に、「第十一項」を「第八項」に、「第十二項」を「第九項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十五項を同条第十二項とし、同条第十六項中「第十四項」を「第十一項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十七項中「第六項又は第八項から第十三項まで」を「第三項又は第五項から第十項まで」に、「使用若しくは所有者（以下第五十一條の三までにおいて「使用者等」という。）に、第十八項を「第十五項」に、「第二十二項中「第十八項」を「第十九項中「第八項」に、「第二十四項において読み替えて準用する第十項の」を「第二十一項において読み替えて準用する第七項の」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条の付記中「第五項については第二百一十條第一項第九号」を削る。

に、「第十三項中」を「第十項中」に、「第二十四項において読み替えて準用する第十項及び」を「第二十一項において読み替えて準用する第七項及び」に、「第十四項中「第十一項」を「第十一項中「第八項」に、「又は第二十四項において読み替えて準用する第十項」を「又は第二十一項において読み替えて準用する第七項」に、「第十七項」を「第十四項」に、「第六項又は第八項から第十三項まで」を「第三項又は第五項から第十項まで」に、「第二十四項において準用する第九項、第十項、第十二項又は第十三項」を「第二十一項において準用する第六項、第七項、第九項又は第十項」に、「運転者等又は使用者等」を「、運転者等又は使用者若しくは所有者（以下第五十一條の三までにおいて「使用者等」という。）に、第十八項を「第十五項」に、「第二十二項中「第十八項」を「第十九項中「第八項」に、「第二十四項において読み替えて準用する第十項の」を「第二十一項において読み替えて準用する第七項の」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条の付記中「第五項については第二百一十條第一項第九号」を削る。

第五十一條の二第二項中「この条」の下に「及び第五十一條の四」を加える。

第五十一條の三第三項中「第五十一條第八項及び第九項（同条第二十四項）を「第五十一條第五項及び第六項（同条第二十一項）に改め、同条第十項中「第五十一條第十項から第十七項まで、第二十項後段、第二十一項及び第二十二項」を「第五十一條第七項から第十四項まで、第十七項後段、第十八項及び第十九項」に、「同条第二十四項」を「同条第二十一項」に、「第二十三項の」を「第二十項の」に、「同条第十七項」を「同条第十四項」に、「第六項又は第八項」を「第三項又は第五項に、「第八項」を「第五項」に、「同条第二十項後段」を「同条第十七項後段」に、「同

に、「第十三項中」を「第十項中」に、「第二十四項において読み替えて準用する第十項及び」を「第二十一項において読み替えて準用する第七項及び」に、「第十四項中「第十一項」を「第十一項中「第八項」に、「又は第二十四項において読み替えて準用する第十項」を「又は第二十一項において読み替えて準用する第七項」に、「第十七項」を「第十四項」に、「第六項又は第八項から第十三項まで」を「第三項又は第五項から第十項まで」に、「第二十四項において準用する第九項、第十項、第十二項又は第十三項」を「第二十一項において準用する第六項、第七項、第九項又は第十項」に、「運転者等又は使用者等」を「、運転者等又は使用者若しくは所有者（以下第五十一條の三までにおいて「使用者等」という。）に、第十八項を「第十五項」に、「第二十二項中「第十八項」を「第十九項中「第八項」に、「第二十四項において読み替えて準用する第十項の」を「第二十一項において読み替えて準用する第七項の」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条の付記中「第五項については第二百一十條第一項第九号」を削る。

第五十一條の二第二項中「この条」の下に「及び第五十一條の四」を加える。

第五十一條の三第三項中「第五十一條第八項及び第九項（同条第二十四項）を「第五十一條第五項及び第六項（同条第二十一項）に改め、同条第十項中「第五十一條第十項から第十七項まで、第二十項後段、第二十一項及び第二十二項」を「第五十一條第七項から第十四項まで、第十七項後段、第十八項及び第十九項」に、「同条第二十四項」を「同条第二十一項」に、「第二十三項の」を「第二十項の」に、「同条第十七項」を「同条第十四項」に、「第六項又は第八項」を「第三項又は第五項に、「第八項」を「第五項」に、「同条第二十項後段」を「同条第十七項後段」に、「同

に、「第十三項中」を「第十項中」に、「第二十四項において読み替えて準用する第十項及び」を「第二十一項において読み替えて準用する第七項及び」に、「第十四項中「第十一項」を「第十一項中「第八項」に、「又は第二十四項において読み替えて準用する第十項」を「又は第二十一項において読み替えて準用する第七項」に、「第十七項」を「第十四項」に、「第六項又は第八項から第十三項まで」を「第三項又は第五項から第十項まで」に、「第二十四項において準用する第九項、第十項、第十二項又は第十三項」を「第二十一項において準用する第六項、第七項、第九項又は第十項」に、「運転者等又は使用者等」を「、運転者等又は使用者若しくは所有者（以下第五十一條の三までにおいて「使用者等」という。）に、第十八項を「第十五項」に、「第二十二項中「第十八項」を「第十九項中「第八項」に、「第二十四項において読み替えて準用する第十項の」を「第二十一項において読み替えて準用する第七項の」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条の付記中「第五項については第二百一十條第一項第九号」を削る。

第五十一條の二第二項中「この条」の下に「及び第五十一條の四」を加える。

第五十一條の三第三項中「第五十一條第八項及び第九項（同条第二十四項）を「第五十一條第五項及び第六項（同条第二十一項）に改め、同条第十項中「第五十一條第十項から第十七項まで、第二十項後段、第二十一項及び第二十二項」を「第五十一條第七項から第十四項まで、第十七項後段、第十八項及び第十九項」に、「同条第二十四項」を「同条第二十一項」に、「第二十三項の」を「第二十項の」に、「同条第十七項」を「同条第十四項」に、「第六項又は第八項」を「第三項又は第五項に、「第八項」を「第五項」に、「同条第二十項後段」を「同条第十七項後段」に、「同

に、「第十三項中」を「第十項中」に、「第二十四項において読み替えて準用する第十項及び」を「第二十一項において読み替えて準用する第七項及び」に、「第十四項中「第十一項」を「第十一項中「第八項」に、「又は第二十四項において読み替えて準用する第十項」を「又は第二十一項において読み替えて準用する第七項」に、「第十七項」を「第十四項」に、「第六項又は第八項から第十三項まで」を「第三項又は第五項から第十項まで」に、「第二十四項において準用する第九項、第十項、第十二項又は第十三項」を「第二十一項において準用する第六項、第七項、第九項又は第十項」に、「運転者等又は使用者等」を「、運転者等又は使用者若しくは所有者（以下第五十一條の三までにおいて「使用者等」という。）に、第十八項を「第十五項」に、「第二十二項中「第十八項」を「第十九項中「第八項」に、「第二十四項において読み替えて準用する第十項の」を「第二十一項において読み替えて準用する第七項の」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条の付記中「第五項については第二百一十條第一項第九号」を削る。

第五十一條の二第二項中「この条」の下に「及び第五十一條の四」を加える。

第五十一條の三第三項中「第五十一條第八項及び第九項（同条第二十四項）を「第五十一條第五項及び第六項（同条第二十一項）に改め、同条第十項中「第五十一條第十項から第十七項まで、第二十項後段、第二十一項及び第二十二項」を「第五十一條第七項から第十四項まで、第十七項後段、第十八項及び第十九項」に、「同条第二十四項」を「同条第二十一項」に、「第二十三項の」を「第二十項の」に、「同条第十七項」を「同条第十四項」に、「第六項又は第八項」を「第三項又は第五項に、「第八項」を「第五項」に、「同条第二十項後段」を「同条第十七項後段」に、「同

条第二十三項を「同条第二十項」に改め、同条第十一項中「第五十一条第十四項及び第十五項（同条第二十四項）を「第五十一条第十一項及び第十二項（同条第二十一項）に改める。第五十一条の四を次のように改める。

（放置違反金）

第五十一条の四 警察署長は、警察官等に、違法駐車と認められる場合における車両（軽車両にあつては、牽引されるための構造及び装置を有し、かつ、車両総重量（道路運送車両法第四十条第三号の車両総重量をいう。）が七百五十キログラムを超えるもの（以下「重被牽引車」という。）に限る。以下この条において同じ。）であつて、その運転者がこれを離れて直ちに運転することができない状態にあるもの（以下「放置車両」という。）の確認をさせ、内閣府令で定めるところにより、当該確認をした旨及び当該車両に係る違法駐車行為をした者について第四項ただし書に規定する場合に該当しないときは同項本文の規定により当該車両の使用が放置違反金の納付を命ぜられることがある旨を告知する標準を当該車両の見やすい箇所に取り付けさせることができる。

2 何人も、前項の規定により車両に取り付けられた標準を破損し、若しくは汚損し、又はこれを取り除いてはならない。ただし、当該車両の使用、運転者その他当該車両の管理について責任がある者が取り除く場合は、この限りでない。

3 警察署長は、第一項の規定により車両に標準を取り付けさせたときは、当該車両の駐車に関する状況を公安委員会に報告しなければならない。

4 前項の規定による報告を受けた公安委員会は、当該報告に係る車両を放置車両と認めるときは、当該車両の使用に対し、放置違反金の納付を命ずることができる。ただし、第一項の規定により当該車両に標準が取り付け

られた日の翌日から起算して三十日以内に、当該車両に係る違法駐車行為をした者が当該違法駐車行為について第二百二十八条第一項の規定による反則金の納付をした場合又は当該違法駐車行為に係る事件について公訴を提起され、若しくは家庭裁判所の審判に付された場合は、この限りでない。

5 前項本文の規定による命令（以下「納付命令」という。）は、放置違反金の額並びに納付の期限及び場所を記載した文書により行うものとする。

6 公安委員会は、納付命令をしようとするときは、当該車両の使用に対し、あらかじめ、次に掲げる事項を書面で通知し、相当の期間を指定して、当該事案について弁明を記載した書面（以下この項及び第九項において「弁明書」という。）及び有利な証拠を提出する機会を与えなければならない。

一 当該納付命令の原因となる事実
二 弁明書の提出先及び提出期限

7 公安委員会は、納付命令を受けるべき者の所在が判明しないときは、前項の規定による通知を、その者の氏名及び同項第二号に掲げる事項並びに公安委員会が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつてもその者に交付する旨を当該公安委員会の掲示板に掲示することによつて行うことができる。この場合において、掲示を始めた日から二週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

8 放置違反金の額は、別表第一に定める金額の範囲内において、政令で定める。

9 第六項の規定による通知を受けた者は、弁明書の提出期限までに、政令で定めるところにより、放置違反金に相当する金額を仮に納付することができる。

10 納付命令は、前項の規定による仮納付をした者については、政令で定めるところにより、公示して行うことができる。

11 第九項の規定による仮納付をした者について同項の通知に係る納付命令があつたときは、当該放置違反金に相当する金額の仮納付は、当該納付命令による放置違反金の納付とみなす。

12 公安委員会は、第九項の規定による仮納付をした者について同項の通知に係る納付命令をしないこととしたときは、速やかに、その者に対し、理由を明示してその旨を書面で通知し、当該仮納付に係る金額を返還しなければならない。

13 公安委員会は、納付命令を受けた者が納付の期限を経過しても放置違反金を納付しないときは、督促状によつて納付すべき期限を指定して督促しなければならない。この場合において、公安委員会は、放置違反金につき年十四・五パーセントの割合により計算した額の範囲内の延滞金及び督促に要した手数料を徴収することができる。

14 前項の規定による督促を受けた者がその指定期限までに放置違反金並びに同項後段の延滞金及び手数料（以下この条及び第五十一条の七において「放置違反金等」という。）を納付しないときは、公安委員会は、地方税の滞納処分等の例により、放置違反金等を徴収することができる。この場合における放置違反金等の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

15 納付され、又は徴収された放置違反金等は、当該公安委員会が置かれている都道府県の収入とする。

16 公安委員会は、納付命令をした場合において、当該納付命令の原因となつた車両に係る違法駐車行為をした者が当該違法駐車行為について第二百二十八条第一項の規定による反則金の納付をしたとき、又は当該違法駐車行為に係る事件について公訴を提起され、若しくは家庭裁判所の審判に付されたときは、当該納付命令を取り消さなければならない。

17 公安委員会は、前項の規定により納付命令を取り消したときは、速やかに、理由を明示してその旨を当該納付命令を受けた者に通知しなければならない。この場合において、既に当該納付命令に係る放置違反金等が納付され、又は徴収されているときは、公安委員会は、当該放置違反金等に相当する金額を還付しなければならない。

18 放置違反金等の徴収又は還付に関する書類の送達及び公示送達については、地方税の例による。

（罰則 第二項については第二百二十一条第一項第九号）
第三章第九節の二中第五十一条の四の次に次の十一を加える。

第五十一条の五 公安委員会は、前条の規定の施行のため必要があると認めるときは、同条第一項の規定により標準を取り付けられた車両の使用、所有者その他の関係者に対し、当該車両の使用に関し必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

2 公安委員会は、前条の規定の施行のため必要があると認めるときは、官庁、公共団体その他の者に照会し、又は協力を求めることができる。

（罰則 第一項については第二百十九条の四第一項第五号、第二百二十三条）
（国家公安委員会への報告等）

第五十一条の六 公安委員会は、納付命令をしたとき、第五十一条の四第十三項の規定による督促をしたとき、又は同条第十六項の規定により納付命令を取り消したときその他当該納付命令の原因となつた車両の使用について内閣府令で定める事由が生じたときは、その旨、当該使用者の氏名及び住所、当該車両の番号標の番号その他内閣府令で定める事項を国家公安委員会に報告しなければならない。この場合において、国家公安委員会は、

放置車両に関する措置の適正を図るため、当該報告に係る事項を各公安委員会に通報するものとする。

2 国家公安委員会は、前項前段の規定により、督促をした旨の報告を受けたときは、当該報告に係る事項（内閣府令で定めるものに限る。）を国土交通大臣等（国土交通大臣若しくはその権限の委任を受けた地方運輸局長、運輸監理部長若しくは運輸支局長又は軽自動車検査協会（道路運送車両法第五章の二の規定により設立された軽自動車検査協会をいう。）をいう。次条において同じ。）に通知するものとする。当該督促に係る納付命令を取り消した旨の報告を受けたときも、同様とする。

（放置違反金等の納付等を証する書面の提示）

第五十一条の七 自動車検査証の返付（道路運送車両法第六十二条第二項（同法第六十七条第四項において準用する場合を含む。）の規定による自動車検査証の返付をいう。以下この条において同じ。）を受けようとする者は、その自動車（同法第五十八条第一項に規定する自動車をいう。）が最後に同法第六十条第一項若しくは第七十一条第四項の規定による自動車検査証の交付又は自動車検査証の返付を受けた後に第五十一条の四第十三項の規定による督促（当該自動車の原因となつた納付命令（同条第十六項の規定により取り消されたものを除く。）に係るものに限る。）を受けたことがあるときは、国土交通大臣等に対して、当該督促に係る放置違反金等を納付したこと又はこれを徴収されたことを証する書面を提示しなければならない。

2 国土交通大臣等は、前項の規定により同項の書面を提示しなければならないこととされる者（前条第二項前段の通知に係る者に限る。）による当該書面の提示がないときは、自動車検査証の返付をしないものとする。

（確認事務の委託）

第五十一条の八 警察署長は、第五十一条の四

第一項に規定する放置車両の確認及び標章の取付け（以下「放置車両の確認等」という。）に関する事務（以下「確認事務」という。）の全部又は一部を、公安委員会の登録を受けた法人に委託することができる。

2 前項の登録（以下この条から第五十一条の十一までにおいて「登録」という。）は、委託を受けて確認事務を行おうとする法人の申請により行う。

3 次の各号のいずれかに該当する法人は、登録を受けることができる。

一 第五十一条の十の規定により登録を取り消され、その取消の日から起算して二年を経過しない法人

二 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうちに次のいずれかに該当する者のある法人

イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

ロ 禁錮以上の刑に処せられ、又は第一百九条の三第一項第三号の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

ハ 集团的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で国家公安委員会規則で定めるものを行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者

ニ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十二条若しくは第十二条の六の規定による命令又は同法第十二条の四第二項の規定による指示を受けた者であつて、当

該命令又は指示を受けた日から起算して二年を経過しないもの

ホ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者

ヘ 心身の障害により確認事務を適正に行うことができない者として国家公安委員会規則で定めるもの

4 公安委員会は、第二項の規定により登録を申請した法人が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。

一 車両、携帯電話用装置その他の携帯用の無線通話装置、地図、写真機及び電子計算機を用いて確認事務を行うものであること。

二 第五十一条の十二第三項の駐車監視員が放置車両の確認等を行うものであること。

三 当該公安委員会が置かれている都道府県の区域内に事務所を有するものであること。

5 登録は、登録簿に登録を受ける法人の名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地、登録の年月日及び登録番号を記載してするものとする。

6 登録は、三年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

7 第二項から第五項までの規定は、前項の登録の更新について準用する。

（適合命令）

第五十一条の九 公安委員会は、登録を受けた法人が前条第四項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その法人に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（登録の取消）

第五十一条の十 公安委員会は、登録を受けた法人が次の各号のいずれかに該当するとき、その登録を取り消すことができる。

一 第五十一条の八第三項第二号に該当する

に至つたとき。

二 前条の規定による命令に違反したとき。

三 次条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

四 第五十一条の十二第二項から第四項までの規定に違反したとき。

五 偽りその他不正の手段により登録を受けたとき。

（報告及び検査）

第五十一条の十一 公安委員会は、第五十一条の八から前条までの規定の施行に必要な限度において、登録を受けた法人に対し、その業務又は経理の状況に関し報告をさせ、又は警察職員に、登録を受けた法人の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする警察職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（放置車両確認機関）

第五十一条の十二 警察署長は、第五十一条の八第一項の規定により確認事務を委託したときは、その受託者（以下「放置車両確認機関」という。）の名称及び主たる事務所の所在地その他政令で定める事項を公示しなければならない。

2 放置車両確認機関は、公正に、かつ、第五十一条の八第四項第一号及び第二号に掲げる要件に適合する方法により確認事務を行わなければならない。

3 放置車両確認機関は、次条第一項の駐車監視員資格者証の交付を受けている者のうちから選任した駐車監視員以外の者に放置車両の

確認等を行わせてはならない。

4 放置車両確認機関は、駐車監視員に制服を着用させ、又はその他の方法によりその者が駐車監視員であることを表示させ、かつ、国家公安委員会規則でその制式を定める記章を着用させなければ、その者に放置車両の確認等を行わせてはならない。

5 駐車監視員は、放置車両の確認等を行うときは、次条第一項の駐車監視員資格者証を携帯し、警察官等から提示を求められたときは、これを提示しなければならない。

6 放置車両確認機関の役員若しくは職員（駐車監視員を含む。次項において同じ。）又はこれらの職にあつた者は、確認事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

7 確認事務に従事する放置車両確認機関の役員又は職員は、刑法その他の罰則の適用に関しては、法令により公務に従事する職員とみなす。

8 第五十一条の八第一項の規定により確認事務を委託した場合における第五十一条の四第一項の規定の適用については、同項中「警察官等」とあるのは、「警察官等又は第五十一条の十二第一項の放置車両確認機関とする。（罰則 第六項については第百七十七条の四第一号）

（駐車監視員資格者証）

第五十一条の十三 公安委員会は、次の各号のいずれにも該当する者に対し、駐車監視員資格者証を交付する。

- 一 次のいずれかに該当する者
- イ 公安委員会が国家公安委員会規則で定めるところにより放置車両の確認等に関する技能及び知識に関し行つた講習を受け、その課程を修了した者
- ロ 公安委員会が国家公安委員会規則で定めるところにより放置車両の確認等に関する技能及び知識を有する者

二 次のいずれにも該当しない者

イ 十八歳未満の者

ロ 第五十一条の八第三項第二号イからハまでのいずれかに該当する者

ハ 次項第二号又は第三号に該当して同項の規定により駐車監視員資格者証の返納を命ぜられ、その返納の日から起算して二年を経過しない者

2 公安委員会は、駐車監視員資格者証の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その者に係る駐車監視員資格者証の返納を命ずることができる。

一 第五十一条の八第三項第二号イからハまでのいずれかに該当するに至つたとき。

二 偽りその他不正の手段により駐車監視員資格者証の交付を受けたとき。

三 前条第五項の規定に違反し、又は放置車両の確認等に関し不正な行為をし、その情状が駐車監視員として不適当であると認められるとき。

（国家公安委員会規則への委任）

第五十一条の十四 第五十一条の八から前条までに定めるもののほか、確認事務の委託の手續及び駐車監視員資格者証に必要事項は、国家公安委員会規則で定める。

（放置違反金関係事務の委託）

第五十一条の十五 公安委員会は、第五十一条の四に規定する放置違反金に関する事務（確認事務、納付命令、督促及び滞納処分を除く。）の全部又は一部を会社その他の法人に委託することができる。

2 前項の規定により公安委員会から事務の委託を受けた法人の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、当該事務に関し知り得た秘密を漏らしてはならない。

（罰則 第二項については第百七十七条の四第一号）

第六十四条の付記中「第百七十七条の四第一号」を「第百七十七条の四第二号」に改める。

第六十五条の付記中「第百七十七条の四第二号」を「第百七十七条の四第三号」に改める。

第六十六条の付記中「第百七十七条の四第三号」を「第百七十七条の四第四号」に改める。

第七十一条の四の付記中「第百九十九条の四第一項第五号」を「第百九十九条の四第一項第六号」に改める。

第七十二条の二第三項中「第五十一条第十項及び第十二項から第二十三項まで」を「第五十一条第七項及び第九項から第二十項まで」に、「同条第十項」を「同条第七項」に、「同条第十二項」を「同条第九項」に、「第十項」を「第七項」に、「同条第十三項」を「同条第十項」に、「第十項及び前項」を「第七項及び前項」に、「同条第十四項中「第十一項」を「同条第十一項中「第八項」に、「又は第七十二条の二第三項において読み替えて準用する第十項」を「又は第七十二条の二第三項において読み替えて準用する第七項」に、「同条第十七項及び第十八項」を「同条第十四項中「運転者等又は使用者若しくは所有者（以下第五十一条の三までにおいて「使用者等」という。）とあるのは「所有者等」と、同条第十五項」に、「同条第二十二項中「第十一項」を「同条第十九項中「第八項」に、「第七十二条の二第三項において読み替えて準用する第十項」を「第七十二条の二第三項において読み替えて準用する第七項」に改める。

第七十四条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「車両等の使用者の義務」を付し、同条第二項中「速度」の下に「駐車」を加え、同条第三項を削り、同条第四項中「次条第一項」を「第七十四条の三第一項」に改め、同項を同

条第三項とする。

第七十四条の二を第七十四条の三とし、第七十四条の次に次の一条を加える。

第七十四条の二 車両の使用者は、当該車両を適正に駐車する場所を確保することその他駐車に關しての車両の適正な使用のために必要な措置を講じなければならない。

第七十五条第一項中「牽引されるための構造及び装置を有する車両で車両総重量（道路運送車両法第四十条第三号の車両総重量をいう。）が七百五十キログラムを超えるもの（以下「重被牽引車」という。）を「重被牽引車」に、「次条」を「次条第一項」に改め、同項第七号を次のように改める。

七 自動車と離れて直ちに運転することができない状態にする行為（当該行為により自動車法第四十四条 第四十五条第一項若しくは第二項、第四十七條第二項若しくは第三項、第四十八條、第四十九條の二第三項若しくは第七十五条の八第一項の規定に違反して駐車することとなる場合のもの又は自動車法これらの規定に違反して駐車している場合におけるものに限る。）

第七十五条の付記中「第百七十七条の四第四号」を「第百七十七条の四第五号」に、「第百七十七条の四第五号」を「第百七十七条の四第六号」に、「第百七十七条の四第六号」を「第百七十七条の四第七号」に改める。

第七十五条の二第一項中「中欄」を「下欄」に、「同表の下欄に定める」を「著しく交通の危険を生じさせる」に改め、同項の表を次のように改める。

自動車の使用者に対する指示	
第二十二條の二第一項の規定による指示	違反行為
第五十八條の四の規定による指示	
第六十六條の二第一項の規定による指示	
過労運転	最高速度違反行為
	過積載をして自動車を運転する行為
	過労運転

第七十五条の二第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 公安委員会が第五十一条の四第一項の規定により標章が取り付けられた車両の使用に對し納付命令をした場合において、当該使用者が当該標章が取り付けられた日前六月以内に当該車両が原因となつた納付命令（同条第十六項の規定により取り消されたものを除く。）を受けたことがあり、かつ、当該使用者が当該車両を使用することについて著しく交通の危険を生じさせ又は著しく交通の妨害となるおそれがあると認めるときは、当該車両の使用の本拠の位置を管轄する公安委員会は、政令で定める基準に従い、当該使用者に對し、三月を超えない範囲内で期間を定めて、当該車両を運転し、又は運転させてはならない旨を命ずることができ、

第七十五条の二の付記中「第一項については」を「第一項及び第二項については」に、「第二項」を「第三項」に改める。

第七十五条の八第二項中「同条第六項を」同条第三項に、「同条第七項」を「同条第四項」に、「同条第八項」を「同条第五項」に、「第六項」を「第三項」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 高速自動車国道等において第一項の規定に違反して駐車していると認められる自動車であつて、その運転者がこれを離れて直ちに運転することができない状態にあるものは、第五十一条の四第一項に規定する放置車両とみなして、同条の規定を適用する。

第七十五条の八の付記中、「第二百一十一条第一項第九号」を削る。

第九十九条の二第四項第二号ハ及びニ中「第百七条の四第七号」を「第百七条の四第八号」に改める。

第百三条の二第一項第一号中「第百七条の四第一号」を「第百七条の四第二号」に改め、

同項第三号中「第百七条の四第二号若しくは第三号」を「第百七条の四第三号若しくは第四号」に改める。

第百七条の二中「第百七条の四第一号」を「第百七条の四第二号」に改める。

第百九条の三の付記中「第百九条の四第一項第六号」を「第百九条の四第一項第七号」に、「第百九条の四第一項第七号」を「第百九条の四第一項第八号」に改める。

第百七条の四中第七号を第八号とし、第一号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、同条に第一号として次の一号を加える。

一 第五十一条の十二（放置車両確認機関）第六項又は第五十一条の十五（放置違反金関係事務の委託）第二項の規定に違反した者

第百七条の五第二号中「第五十一条の第二十項」を「第五十一条の二（違法駐車に對する措置）第十項」に改める。

第百九条第一項第十二号中「第一項」の下に「若しくは第二項」を加える。

第百九条の四第一項中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 第五十一条の五（報告徴収等）第一項の規定による報告をせず、若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出した者

第百二十条第一項第十一号の三中「第七十四条の二」を「第七十四条の三」に改める。

第百三十一条第一項第九号中「第五十一条（違法駐車に對する措置）第五項（第七十五条の八（停車及び駐車の禁止）第二項において準用する場合を含む。）第五十一条の二第十項を」第五十一条の二（違法駐車に對する措置）第十項、第五十一条の四（放置違反金）第二項に、「（自動車の使用者の義務等）第二項」を「（自動車の使用者の義務等）第三項」に改め、同項第九号の二中「第七十四条の二」を「第七十四条の三」に改める。

第百二十三条中「第百七条の四第四号から第六号まで」を「第百七条の四第五号から第七号まで」に、「第百九条の四第一項第六号若しくは第七号」を「第百九条の四第一項第五号、第七号若しくは第八号」に改める。

第百二十五条第一項中「別表」を「別表第二」に改め、同条第二項第二号中「第百七条の四第二号」を「第百七条の四第三号」に改め、同条第三項中「別表」を「別表第二」に、「金額をこえない」を「金額の」に改める。

第百三十条の二第一項中「別表」を「別表第二」に、「金額をこえない」を「金額の」に改め、同条第二項中「行なう」を「行う」に改める。

別表中「普通自動車、大型自動車、大型自動二輪車及び普通自動二輪車（以下「普通自動車等」という。）を「普通自動車等」に、「小型特殊自動車及び原動機付自転車（以下「小型特殊自動車等」という。）を「小型特殊自動車等」に、「第百九条の四第一項第一号から第五号まで」を「第百九条の四第一項第一号から第四号まで若しくは第六号」に、「大型自動車等」を「大型自動車等及び重被牽引車」に改め、同表を別表第二とし、附則の次に次の一表を加える。

二万五千元

別表第二（第五十一条の四関係）

放置車両の態様の区分		放置車両の種類	放置違反金の限度額
第四十四条、第四十五条第一項若しくは第二項、第四十七条第二項若しくは第三項、第四十八条、第四十九条の二第三項又は第七十五条の八第一項の規定に違反して駐車しているもの	大型自動車、大型特殊自動車及び重被牽引車	大型自動車、大型特殊自動車及び重被牽引車	三万五千元
	普通自動車、大型自動二輪車及び普通自動二輪車（以下「普通自動車等」という。）	普通自動車、大型自動二輪車及び普通自動二輪車（以下「普通自動車等」という。）	二万五千元
	小型特殊自動車及び原動機付自転車（以下「小型特殊自動車等」という。）	小型特殊自動車及び原動機付自転車（以下「小型特殊自動車等」という。）	一万五千元
	第四十九条の二第二項若しくは第五項後段の規定に違反して駐車しているもの又は第四十九条第二項のパーキング・チケット発給設備を設置する時間制限駐車区間において駐車している場合において当該車両に当該パーキング・チケット発給設備により発給を受けたパーキング・チケットが掲示されておらず、かつ、第四十九条の二第四項の規定に違反しているもの	大型自動車、大型特殊自動車及び重被牽引車 普通自動車等 小型特殊自動車等	二万五千元 二万円 一万二千元

備考

放置違反金の限度額は、この表の上欄に掲げる放置車両の態様の区分及びこの表の中欄に掲げる放置車両の種類に応じ、この表の下欄に掲げる金額とする。

第四条 道路交通法の一部を次のように改正する。

第三条中「大型自動車」の下に、「中型自動車」を加える。

第七十一条の五第二項及び第三項中「大型自動車免許」の下に「中型自動車免許」を加える。

第七十五条第一項第五号中「若しくは第六項」を削り、「大型自動車」の下に「若しくは中型自動車」を加える。

第七十五条の八の二第一項中「大型自動車」の下に「中型自動車」を加える。

中型自動車

第八十五条第二項の表大型免許の項中「普通自動車」を「中型自動車、普通自動車」に改め、

中型免許

第八十五条第四項中「大型免許」の下に「中型免許」を、「大型第二種免許」の下に「中型第二種免許」を加え、同条第五項中「又は大型免許」の下に「中型免許」を加え、「を受けた者で、当該いずれかの免許」を「のいずれか」に改め、「大型自動車」の下に「又は中型自動車」を加え、同条第六項を次のように改める。

6 中型免許を受けた者（大型免許を現に受けている者を除く。）で、二十一歳に満たない

中型自動車

中型第二種免許

第八十四条第三項中「大型免許」という。の下に「中型自動車免許（以下「中型免許」という。）を加え、「八種類」を「九種類」に改め、同条第四項中「大型第二種免許」という。の下に「中型自動車第二種免許（以下「中型第二種免許」という。）を加え、「四種類」を「五種類」に改め、同条第五項中「大型仮免許」という。の下に「中型自動車仮免許（以下「中型仮免許」という。）を加え、「二種類」を「三種類」に改める。

第八十五条第一項の表大型自動車の項の次のように加える。

中型免許

同項の次に次のように加える。

普通自動車、小型特殊自動車及び原動機付自転車

もの又は大型免許、中型免許、普通免許若しくは大型特殊免許のいずれかを受けていた期間（当該免許の効力が停止されていた期間を除く。）が通算して三年に達しないものは、第二項の規定にかかわらず、政令で定める中型自動車を運転することはできない。

第八十五条第七項及び第十一項中「大型免許」の下に「中型免許」を加える。

第八十六条第一項の表大型自動車の項の次のように加える。

第八十六条第二項中「旅客自動車である」を「旅客自動車である中型自動車又は普通自動車を、中型第二種免許を受けた者にあつては旅客自動車である」に改め、同条第四項中「大型免許」の下に「中型免許」を、「大型第二種免許」の下に「中型第二種免許」を加え、同条第六項中「大型第二種免許」の下に「又は中型第二種免許」を加える。

第八十七条第一項中「大型自動車又は」を「大型自動車、中型自動車又は」に改め、「大型仮免許」の下に「中型自動車であるときは中型仮免許」を加え、同条第二項中「大型自動車」の下に「中型自動車又は普通自動車を、中型仮免許を受けた者は中型自動車を加え、同条第三項中「つて」を「付けて」に改め、同条第六項中「大型第二種免許を受け」の下に「中型仮免許を受けた者が大型自動車若しくは中型自動車を運転することができる第一種免許若しくは第二種免許を受け」を、「大型自動車」の下に「中型自動車」を加える。

第八十八条第一項第一号中「二十歳」を「二十一歳」に改め、「十九歳」の下に「中型免許にあつては二十歳（政令で定める者）にあつては、十九歳」を加え、同条第二項中「二十歳」を「二十一歳」に改め、「十九歳」の下に「中型仮免許にあつては二十歳（政令で定める者）にあつては、十九歳」を加える。

第九十条の二の見出し中「普通免許等」を「大型免許等」に改め、同条第一項第一号中「普通免許」を「大型免許、中型免許又は普通免許」に、「第七号」を「第八号」に改め、同条第二号中「大型二輪免許」の下に「又は普通二輪免許」を加え、「第七号」を「第八号」に改め、同条第三号を削り、同条第四号中「第百八条の二第一項第八号」を「第百八条の二第一項第六号」に改め、同号を同項第三号とし、同条第五号中「大型第二種免許」の下に「中型第二種免許」を加え、「第八号の二」を「第八号」に改め、同号を同項第四号とする。

第九十六条第二項中「除く。」は「の下に「中型免許」を加え、「当該いずれかの免許」を「これらの免許のいずれか」に、「二年」を「三年」に改め、同条第五項中「第三項」を「から第四項まで」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項第一号及び第二号中「大型免許」の下に「中型免許」を加え、「当該いずれかの免許」を「これらの免許のいずれか」に改め、同条第三号中「受けようとしている」を「受けようとする」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「大型免許」の下に「中型免許」を、「大型第二種免許」の下に「中型第二種免許」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 中型免許の運転免許試験を受けようとする者（政令で定める者を除く。）は、普通免許又は大型特殊免許を現に受けている者に該当し、かつ、これらの免許のいずれかを受けていた期間（当該免許の効力が停止されていた期間を除く。）が通算して二年以上の者でなければならぬ。

第九十六条の二中「普通免許、大型第二種免許」を「大型免許、中型免許、普通免許、大型第二種免許、中型第二種免許」に改め、「仮免許」の下に「大型免許又は」を加え、「大型仮免許」を「大型仮免許、中型免許又は中型第二種免許の運転免許試験を受けようとする者」にあつては大型仮免許又は中型仮免許」に改める。

第九十七条第一項中「行なう」を「行う」に改め、同条第二項中「普通免許、大型第二種免許」を「大型免許、中型免許、普通免許、大型第二種免許、中型第二種免許」に改める。

第九十七条の二第一項第一号中「大型免許」の下に「中型免許」を加え、同項第四号中「大型自動車」の下に「中型自動車」を、「大型仮免許」の下に「中型仮免許」を加える。

第百八条の二第一項第四号中「普通免許」を「大型免許、中型免許又は普通免許」に、「普通自動車」を「その受けようとする免許に係る自

自動車」に改め、同項第五号中「大型二輪免許」の下に「又は普通二輪免許」を加え、「大型自動車二輪免許」を「その受けようとする免許に係る自動車」に改め、同項第六号及び第七号を削り、同項第八号を同項第六号とし、同項第八号の二中「大型二輪免許」の下に、「中型二輪免許」を加え、「受けようとしている」を「受けようとする」に改め、同号を同項第七号とし、同号の次に次の一号を加える。

八 大型免許、中型免許、普通免許、大型二輪免許、普通二輪免許、大型二輪免許、中型二輪免許又は普通二輪免許を受けようとする者に対する応急救護処置（交通事故の現場においてその負傷者を救護するため必要な応急の処置をいう。）に関する講習

附則第三号第三項及び第四項を削る。
附則第五号を次のように改める。

第五条 削除
附則第八号中「附則第五号第三項に規定するもののほか、」を削る。

別表第一中「大型自動車」の下に、「中型自動車」を加える。
別表第二中「大型自動車、」を「大型自動車、中型自動車、」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律の規定は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中附則第十六条第二項の改正規定、附則第十九条及び第二十号を削る改正規定、附則第二十一条を附則第十九号とする改正規定、附則第二十二号の改正規定、同条を附則第二十三号とする改正規定、附則第二十三号第三号を削る改正規定並びに同条を附則第二十一条とする改正規定並びに附則第三号及び第二十五号の規定 公布の日
- 二 第一条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）並びに附則第四条及び第十九号の規定

定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

三 第二条並びに次条、附則第二十三号及び第二十四号の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

四 第三条並びに附則第五号、第十六号及び第二十条から第二十二号までの規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

五 第四条並びに附則第六号から第十五号まで、第十七号及び第十八号の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

（準備行為）

第二条 第三条の規定による改正後の道路交通法第五十一条の八第一項の登録、同法第五十一条の十三第一項の駐車監視員資格者証の交付その他確認事務の委託に關し必要な手続その他の行為は、第三条の規定の施行前においても行うことができる。

（交通安全対策特別交付金に関する経過措置）

第三条 平成十五年以前に交付された交通安全対策特別交付金については、なお従前の例による。

（保管車両等に関する経過措置）

第四条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に第一条の規定による改正前の道路交通法第五十一条第九項（同条第二十一項及び同法第七十五号の八第二項において準用する場合を含む。）、同法第五十一条の三第一項又は同法第七十二号の二第二項後段の規定により保管されている車両、積載物又は損壊物等（次項において「保管車両等」という。）に關する第一条の規定による改正後の道路交通法第五十一条第十項（同条第二十四項並びに同法第五十一条の三第十項、第七十二号の二第三項及び第七十五号の八第二項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日に従法第五十一条第九項（同

条第二十四項及び同法第七十五号の八第二項において準用する場合を含む。）、同法第五十一条の三第一項又は同法第七十二号の二第二項後段の規定により保管されたものとみなす。

2 前項の規定にかかわらず、附則第一条第二号に掲げる規定の施行前に第一条の規定による改正前の道路交通法第五十一条第十項後段（同条第二十一項並びに同法第五十一条の三第十項、第七十二号の二第三項及び第七十五号の八第二項において準用する場合を含む。）の規定による公示がされている場合における保管車両等については、なお従前の例による。

（放置車両に關する経過措置）
第五条 第三条の規定の施行前に同条の規定による改正前の道路交通法第五十一条第三項の規定により車両に取り付けられた標章については、なお従前の例による。

2 第三条の規定の施行前に、同条の規定による改正前の道路交通法第五十一条の四（同法第七十五号の八第三項において準用する場合を含む。）の規定によりされた指示に係る車両につき同法第七十五号第一項第七号に掲げる行為が行われた場合については、第三条の規定による改正後の道路交通法第七十五号の二第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（免許等に関する経過措置）
第六条 第四条の規定による改正前の道路交通法（以下「旧法」という。）第八十四条第三項の大型自動車免許（以下「旧法大型免許」という。）、同項の普通自動車免許（以下「旧法普通免許」という。）、同条第四項の大型自動車第二種免許（以下「旧法大型第二種免許」という。）、同項の普通自動車第二種免許（以下「旧法普通第二種免許」という。）、同条第五項の大型自動車仮免許（以下「旧法大型仮免許」という。）、及び同項の普通自動車仮免許（以下「旧法普通仮免許」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める第四条の規定による改正後の道路交通法（以下「新法」という。）第

八十四条第三項の大型自動車免許（以下「大型免許」という。）、同項の中型自動車免許（以下「中型免許」という。）、同項の普通自動車免許（以下「普通免許」という。）、同条第四項の大型自動車第二種免許（以下「大型第二種免許」という。）、同項の中型自動車第二種免許（以下「中型第二種免許」という。）、同項の普通自動車第二種免許（以下「普通第二種免許」という。）、同条第五項の大型自動車仮免許（以下「大型仮免許」という。）、及び同項の普通自動車仮免許（以下「普通仮免許」という。）とみなす。

一 旧法大型免許 大型免許
二 旧法普通免許で、次号及び第九号から第十一号までに掲げるもの以外のもの 新法第九十一条の規定により、運転することができ
新法第三条の中型自動車（以下「中型自動車」という。）が旧法第三条の普通自動車（以下「旧法普通自動車」という。）に相当するものに限定されている中型免許
三 旧法普通免許で、旧法第九十一条の規定により、運転することができ旧法普通自動車（以下「旧法普通自動車」という。）が新法第三条の普通自動車（以下「新法普通自動車」という。）に相当するものに限定されているもの 新法第九十一条の規定により、運転することができ旧法普通自動車に相当するものに限定されている中型第二種免許
四 旧法大型第二種免許 大型第二種免許
五 旧法普通第二種免許で、次号及び第十二号に掲げるもの以外のもの 新法第九十一条の規定により、運転することができ旧法普通自動車に相当するものに限定されている中型第二種免許
六 旧法普通第二種免許で、旧法第九十一条の規定により、運転することができ旧法普通自動車に相当するものに限定されているもの 新法第九十一条の規定により、運転することができ旧法普通自動車に相当するものに限定されている普通第二種免許

二五

七 旧法大型仮免許 大型仮免許
八 旧法普通仮免許 普通仮免許

九 旧法附則第三条第二項の規定により同項に規定する者（同条第三項に規定する審査に合格しなかった者に限る。）が受けたものとみなされる旧法普通免許又は旧法附則第五条第一項前段の規定により同項前段に規定する者（同条第二項に規定する審査に合格しなかった者に限る。）が受けた旧法普通免許 新法第九十一条の規定により、運転することができず普通自動車（旧法附則第二条の規定による廃止前の道路交通取締法施行令（昭和二十八年政令第二百六十一号）の規定による小型自動四輪車に相当するものに限定されている）普通免許

十 道路交通法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第九十六号。以下この条及び附則第十五条において「昭和四十年改正法」という。）附則第二条第三項の規定により、運転することができず普通自動車（昭和四十年改正法による改正前の道路交通法の規定による自動三輪車に限られている旧法普通免許 新法第九十一条の規定により、運転することができず普通自動車（昭和四十年改正法による改正前の道路交通法（昭和四十年改正法）及び軽自動車に限定されている）普通免許

十一 昭和四十年改正法附則第五条第三項の規定により、運転することができず普通自動車（昭和四十年改正法による改正前の道路交通法（昭和四十年改正法）及び軽自動車に限定されている）普通免許 新法第九十一条の規定により、運転することができず普通自動車（昭和四十年改正法による改正前の道路交通法（昭和四十年改正法）及び軽自動車に限定されている）普通免許

十二 昭和四十年改正法附則第二条第三項の規定により、運転することができず普通自動車（昭和四十年改正法による改正前の道路交通法（昭和四十年改正法）及び軽自動車に限定されている）普通免許 新法第九十一条の規定による自動三輪車に限られている旧法普通第二種免許 新法第九十一条の規定による自動三輪車に限られている旧法普通第二種免許

より、運転することができず普通自動車（昭和四十年改正法による改正前の道路交通法（昭和四十年改正法）及び軽自動車に限定されている）普通第二種免許

第七條 第四條の規定の施行の際現にされている次の各号に掲げる運転免許の申請は、当該各号に定める運転免許の申請とみなす。

一 旧法大型免許 大型免許
二 旧法普通免許 普通免許
三 旧法大型第二種免許 大型第二種免許
四 旧法普通第二種免許 普通第二種免許
五 旧法大型仮免許 大型仮免許
六 旧法普通仮免許 普通仮免許
第八條 前二条に規定するもののほか、旧法の規定により旧法大型免許、旧法普通免許、旧法大型第二種免許、旧法普通第二種免許、旧法大型仮免許又は旧法普通仮免許についてした処分、手続その他の行為は、新法の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

第九條 第四條の規定の施行の際現に附則第六條の規定により中型免許とみなされる旧法普通免許を受けている者及び次条の規定により中型免許に係る運転免許試験に合格した者とみなされて中型免許を受けた者は、新法第七十一条の五第一項及び第八十五条第七項の規定の適用については、普通免許を受けた者とみなす。

第十條 第四條の規定の施行の際現に旧法大型免許、旧法普通免許、旧法大型第二種免許、旧法普通第二種免許、旧法大型仮免許又は旧法普通仮免許に係る運転免許試験に合格して旧法の規定による運転免許を受けていない者は、附則第六條第一号から第八号までに掲げる区分に応じ、当該各号に定める運転免許に係る運転免許試験に合格した者とみなす。

第十一條 附則第六條の規定により大型免許とみなされる旧法大型免許を受けている者及び前条の規定により大型免許に係る運転免許試験に合格した者とみなされる者に対する新法第八十八条第一項第一号及び第九十六条第二項の規定の適用については、新法第八十八条第一項第一号中「二十一歳」とあるのは「二十歳」と、新法第九十六条第二項中「三年」とあるのは「二年」とする。

第十二條 附則第六條の規定により中型免許とみなされる旧法普通免許を受けている者及び前条の規定により中型免許に係る運転免許試験に合格した者とみなされる者に対する新法第八十八条第一項第一号の規定の適用については、同条中「中型免許にあつては二十歳（政令で定める者）にあつては、十九歳」とあるのは、「中型免許」とする。

第十三條 附則第六條の規定により中型免許とみなされる旧法普通免許を受けている者及び前条の規定により中型免許に係る運転免許試験に合格した者とみなされる者に対する新法第八十八条第一項第一号の規定の適用については、同条中「中型免許にあつては二十歳（政令で定める者）にあつては、十九歳」とあるのは、「中型免許」とする。

第十四條 附則第六條の規定により中型免許とみなされる旧法普通免許を受けている者及び前条の規定により中型免許に係る運転免許試験に合格した者とみなされる者に対する新法第八十八条第一項第一号の規定の適用については、同条中「中型免許にあつては二十歳（政令で定める者）にあつては、十九歳」とあるのは、「中型免許」とする。

第十五條 附則第六條の規定により中型免許とみなされる旧法普通免許を受けている者及び前条の規定により中型免許に係る運転免許試験に合格した者とみなされる者に対する新法第八十八条第一項第一号の規定の適用については、同条中「中型免許にあつては二十歳（政令で定める者）にあつては、十九歳」とあるのは、「中型免許」とする。

第十六條 附則第六條の規定により中型免許とみなされる旧法普通免許を受けている者及び前条の規定により中型免許に係る運転免許試験に合格した者とみなされる者に対する新法第八十八条第一項第一号の規定の適用については、同条中「中型免許にあつては二十歳（政令で定める者）にあつては、十九歳」とあるのは、「中型免許」とする。

第十七條 附則第六條の規定により中型免許とみなされる旧法普通免許を受けている者及び前条の規定により中型免許に係る運転免許試験に合格した者とみなされる者に対する新法第八十八条第一項第一号の規定の適用については、同条中「中型免許にあつては二十歳（政令で定める者）にあつては、十九歳」とあるのは、「中型免許」とする。

第十八條 附則第六條の規定により中型免許とみなされる旧法普通免許を受けている者及び前条の規定により中型免許に係る運転免許試験に合格した者とみなされる者に対する新法第八十八条第一項第一号の規定の適用については、同条中「中型免許にあつては二十歳（政令で定める者）にあつては、十九歳」とあるのは、「中型免許」とする。

第十九條 附則第六條の規定により中型免許とみなされる旧法普通免許を受けている者及び前条の規定により中型免許に係る運転免許試験に合格した者とみなされる者に対する新法第八十八条第一項第一号の規定の適用については、同条中「中型免許にあつては二十歳（政令で定める者）にあつては、十九歳」とあるのは、「中型免許」とする。

第二十條 附則第六條の規定により中型免許とみなされる旧法普通免許を受けている者及び前条の規定により中型免許に係る運転免許試験に合格した者とみなされる者に対する新法第八十八条第一項第一号の規定の適用については、同条中「中型免許にあつては二十歳（政令で定める者）にあつては、十九歳」とあるのは、「中型免許」とする。

第二十一條 附則第六條の規定により中型免許とみなされる旧法普通免許を受けている者及び前条の規定により中型免許に係る運転免許試験に合格した者とみなされる者に対する新法第八十八条第一項第一号の規定の適用については、同条中「中型免許にあつては二十歳（政令で定める者）にあつては、十九歳」とあるのは、「中型免許」とする。

第二十二條 附則第六條の規定により中型免許とみなされる旧法普通免許を受けている者及び前条の規定により中型免許に係る運転免許試験に合格した者とみなされる者に対する新法第八十八条第一項第一号の規定の適用については、同条中「中型免許にあつては二十歳（政令で定める者）にあつては、十九歳」とあるのは、「中型免許」とする。

第二十三條 附則第六條の規定により中型免許とみなされる旧法普通免許を受けている者及び前条の規定により中型免許に係る運転免許試験に合格した者とみなされる者に対する新法第八十八条第一項第一号の規定の適用については、同条中「中型免許にあつては二十歳（政令で定める者）にあつては、十九歳」とあるのは、「中型免許」とする。

第二十四條 附則第六條の規定により中型免許とみなされる旧法普通免許を受けている者及び前条の規定により中型免許に係る運転免許試験に合格した者とみなされる者に対する新法第八十八条第一項第一号の規定の適用については、同条中「中型免許にあつては二十歳（政令で定める者）にあつては、十九歳」とあるのは、「中型免許」とする。

(運転代行業法
場合を含む。)

読み替えて適用

に改め、同表第二百二十条第一項第十一号の三の項中「第七十四条の二(安全運転管

理者等)」を「第七十四条の三(安全運転管理者等)」に、「第七十四条の二第六項」を「第七十四条の三第六項」に改め、同条第二項中「第一百七十七条の四第四号から第六号まで」を「第一百七十七条の四第五号から第七号まで」に改め、同条第三項中「第七十四条の二第五項」を「第七十四条の三第五項」に改め、同条第四項中「規定する駐停車違反行為(同号に規定する放置行為)」を「掲げる行為(道路交通法第七十五条第一項第七号に掲げる行為)」に改め、「第五十一条の四」及び「第七十五条の二第一項、第七十五条の八第三項」を削る。

第二十二條第一項中「特定道路交通法令」を「特定道路交通法令」に、「第七十四条の二」を「第七十四条の三」に、「違反した」を「違反し、若しくは第十九条第一項の規定により読み替えて適用される道路交通法第七十五条第一項第七号に掲げる行為をした」に改める。

第二十三條第一項中「第五十一条の四(同法第七十五条の八第三項において準用する場合を含む。)」を削る。

第二十五條第二項第一号中「特定道路交通法令に違反した」を「特定道路交通法令に違反し、若しくは第十九条第一項の規定により読み替えて適用される道路交通法第七十五条第一項第七号に掲げる行為をした」に改め、同項第二号中「第五十一条の四(同法第七十五条の八第三項において準用する場合を含む。)」を削る。

(自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二十一條 前条の規定の施行前に同条の規定による改正前の自動車運転代行業の業務の適正化

に関する法律(以下この条において「旧運転代行業法」という。)第十九条第一項の規定により読み替えて適用される道路交通法第七十五条の二第二項(同法第五十一条の四(同法第七十五条の八第三項において準用する場合を含む。))次項及び第三項において同じ。)の規定による指示に係る部分に限る。)の規定による命令に違反して罰金の刑に処せられた者に係る自動車運転代行業の要件については、なお従前の例による。

2 前条の規定の施行前に、旧運転代行業法第十九条第一項の規定により読み替えて適用される道路交通法第五十一条の四の規定による指示を受けた自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第二條第二項に規定する自動車運転代行業者については、旧運転代行業法第二十三條第一項及び第三項並びに第二十五条の規定は、前条の規定の施行後も、なおその効力を有する。

3 前条の規定の施行前に、旧運転代行業法第十九条第一項の規定により読み替えて適用される道路交通法第五十一条の四の規定によりされた指示に係る車両につき第三條の規定による改正前の道路交通法第七十五条第一項第七号に掲げる行為が行われた場合(自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第二條第六項に規定する代行運転自動車又は同条第七項に規定する随伴用自動車の運転者により行われた場合を除く。)については、前条の規定による改正後の同法第十九条第一項の規定により読み替えて適用される道路交通法第七十五条の二第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正)

第二十二條 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)の一部を次のように改正する。

別表道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)の項中「第八條第三項」の下に、「第五十一条の十三第一項」を加え、「第七十五条の二第二項」を「第七十五条の二第三項」に改める。

(罰則等に関する経過措置)

第二十三條 第二条から第四条までの規定の施行前にした行為並びに附則第五条及び第二十一条第三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合並びに附則第二十一条第二項の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、それぞれなお従前の例による。

第二十四條 第二条から第四条までの規定の施行前にした行為に対する反則行為の取扱いに関し

ては、それぞれなお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第二十五條 附則第三条から第十四条まで、第二十一条、第二十三條及び前条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

理由

最近における道路交通をめぐる情勢にかんがみ、放置違反金制度の新設、放置車両の確認等の民間委託その他の違法駐車対策の推進を図るための規定の整備を行うとともに、中型自動車に係る運転免許の新設、共同危険行為及び携帯電話使用等に対する罰則の強化、大型自動車二輪車等の複数乗車に関する規制の見直しその他の運転者対策の推進を図るための規定等の整備を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。